【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月20日
【事業年度】	第18期(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)
【会社名】	株式会社カーブスホールディングス
【英訳名】	CURVES HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　兼　グループCEO　増本　岳
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目９番１号
【電話番号】	03-5418-9922(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　松田　信也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目９番１号　芝浦ルネサイトタワー11F
【電話番号】	03-5418-9922(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　松田　信也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	(百万円)	27,509	30,022	35,465	37,566	43,387
経常利益	(百万円)	3,311	3,841	5,472	6,481	7,573
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,247	2,551	3,566	4,303	4,908
包括利益	(百万円)	5,237	3,511	5,369	2,345	6,921
純資産額	(百万円)	12,355	15,070	19,409	20,160	22,626
総資産額	(百万円)	38,352	39,111	41,374	39,205	41,119
１株当たり純資産額	(円)	134.22	163.70	210.83	218.99	253.18
１株当たり当期純利益金額	(円)	24.20	27.71	38.75	46.75	53.56
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	32.2	38.5	46.9	51.4	54.9
自己資本利益率	(%)	20.9	18.6	20.7	21.8	23.0
株価収益率	(倍)	34.3	26.3	20.6	17.8	17.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,273	4,920	5,426	6,211	7,206
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△943	△891	△967	△727	△826
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△4,218	△4,091	△4,327	△4,892	△6,537
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	7,943	7,855	8,002	8,383	8,399
従業員数〔ほか、臨時従業員〕	(名)	557〔63〕	568〔91〕	568〔127〕	601〔134〕	627〔133〕

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、第14期から第17期は潜在株式が存在しないため、第18期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
２．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）等を第17期の期首から適用しております。なお、主要な経営指標等に与える影響はありません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	(百万円)	691	1,441	3,446	4,541	5,958
経常利益又は経常損失（△）	(百万円)	△102	561	2,480	3,671	4,951
当期純利益又は当期純損失（△）	(百万円)	△133	534	2,477	3,637	4,934
資本金	(百万円)	848	848	848	848	848
発行済株式総数	(株)	93,857,493	93,857,493	93,857,493	93,857,493	92,857,493
純資産額	(百万円)	4,901	4,638	6,085	8,128	8,608
総資産額	(百万円)	20,293	16,772	14,975	14,857	15,395
１株当たり純資産額	(円)	53.24	50.39	66.10	88.30	95.83
１株当たり配当額 (１株当たり中間配当額)	(円)	7.00 (3.50)	10.00 (5.00)	15.00 (6.00)	17.00 (8.00)	30.00 (10.00)
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	(円)	△1.44	5.81	26.91	39.52	53.83
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	24.2	27.7	40.6	54.7	55.5
自己資本利益率	(%)	△2.2	11.2	46.2	51.2	59.2
株価収益率	(倍)	―	125.5	29.6	21.0	17.6
配当性向	(%)	―	172.2	55.7	43.0	55.7
従業員数	(名)	26	28	30	29	33
株主総利回り (比較指標:配当込みTOPIX)	(%) (%)	124.0 (126.9)	110.6 (154.9)	122.8 (184.3)	130.3 (214.3)	151.4 (296.3)
最高株価	(円)	988	999	856	847	1,002
最低株価	(円)	607	684	612	547	716

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、第14期から第17期は潜在株式が存在しないため、第18期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
２．臨時従業員数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
３．第14期の株価収益率については、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
４．株主総利回り及び比較指標は、2020年８月期末を基準として算定しております。
５．最高株価及び最低株価は、2022年４月４日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第一部におけるものです。
６.「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）等を第17期の期首から適用しております。なお、主要な経営指標等に与える影響はありません。
７．第18期の１株当たり配当額30円00銭のうち、期末配当額の20円00銭については2026年11月23日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。
８．第18期の1株当たり配当額30円00銭には、記念配当10円00銭を含んでおります。

２ 【沿革】

当社は、2008年10月に株式会社コシダカホールディングスが株式会社カーブスジャパンを買収するに際して設立された純粋持株会社です。なお、2020年３月にスピンオフ（株式会社コシダカホールディングスが保有する当社の全株式を、現物配当（金銭以外の財産による配当）により同社株主に分配すること）により、当社グループ（当社及び当社の関係会社）はコシダカホールディングスグループから分離独立しています。次では、当社グループの設立の沿革として、現子会社である株式会社カーブスジャパンの設立からの経緯を記載しています。

2005年２月	株式会社ベンチャー・リンクにより株式会社カーブスジャパンが設立され、Curves International, Inc.とマスターフランチャイズ契約を締結し、日本での独占事業権を取得
2005年７月	株式会社カーブスジャパンが「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」１号店（戸越）を直営店としてオープン
2005年８月	株式会社カーブスジャパンが２号店（都立大学）及び３号店（町田旭町）を直営店としてオープン。日本における事業モデルを構築し、併せて日本におけるフランチャイズパッケージを完成
2005年８月	株式会社カーブスジャパンがフランチャイズ第一次募集をスタート
2006年３月	株式会社コシダカ（現・株式会社コシダカホールディングス）がフィットネスクラブフランチャイズとしてカーブス１号店（札幌南郷通）をオープン
2007年３月	会員誌「カーブスマガジン」の発行を開始
2008年９月	(旧)株式会社コシダカ（現・株式会社コシダカホールディングス）が、株式会社北海道コシダカ（現・株式会社コシダカ）への会社分割（新設分割）によりカーブス運営事業を移管
2008年10月	株式会社コシダカ（現・株式会社コシダカホールディングス）が、株式会社カーブスジャパンの株式を取得するための持株会社として当社を設立し、株式会社カーブスジャパンの全株式を取得
2010年９月	（旧）株式会社北海道コシダカ（現・株式会社コシダカ）の新設分割により、同社のカーブス運営事業を（新）株式会社北海道コシダカ（現・株式会社ハイ・スタンダード）に移管
2011年１月	当社が株式会社シュクランの株式を取得
2011年１月	株式会社カーブスジャパンが会員向け物販商品「カーブスプロテイン」の販売を開始
2011年６月	株式会社カーブスジャパンが直営店として「東北大学加齢研スマートエイジング・スクエア」をオープンし、東北大学との共同研究拠点としても稼働
2011年６月	店舗数1,000店舗突破（直営39店舗、FC975店舗）
2014年９月	（新）株式会社北海道コシダカ　（現・株式会社ハイ・スタンダード）が株式会社シュクランを吸収合併し、株式会社ハイ・スタンダードに社名変更
2014年10月	店舗数1,500店舗突破（直営50店舗、FC1,451店舗）
2015年９月	株式会社カーブスジャパンが直営店として大山町健康センターをオープン 行政と連携して社会問題解決に取り組む
2017年11月	株式会社カーブスジャパンが会員向け物販商品「スーパープロテイン」の販売を開始
2018年３月	当社がカーブス事業のグローバルフランチャイザー（世界総本部）であるCurves International Holdings, Inc. （Curves International, Inc.の100%親会社）及びCurves For Women II,L.C.の全株式取得
2018年４月	Curves International, Inc.がCyclone CV, Inc.、Curves International Holdings, Inc.、Curves For Women II, L.C.、Curves International Japan, LLCの4社を吸収合併
2018年11月	株式会社カーブスジャパンが「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」１号店(オギノ茅野)をトライアルオープン
2019年７月	当社が、カーブス欧州事業フランチャイザーであるCFW International Management B.V.（現・Curves Europe B.V.）の全株式を取得し、その子会社であるCFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.を含め子会社化
2019年10月	店舗数2,000店舗突破（直営64店舗、FC1,938店舗）
2020年３月	スピンオフによりコシダカホールディングスグループから分離独立し、東京証券取引所市場第一部に単独上場
2020年９月	株式会社カーブスジャパンがオンラインフィットネス「おうちでカーブス」をリリース
2021年１月	Curves Europe B.V.が、事業譲渡によりアフリカのマスターライセンス権を取得するとともに、KIMOSCAPE(PTY)LTDを子会社化
2022年４月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年７月	会員様向け無料アプリ「カーブスアプリ」をリリース
2023年12月	株式会社カーブスジャパンが会員向け物販商品「ウルトラプロテイン」「ヘルシービューティ」の販売を開始
2024年４月	Curves Europe B.V.が、Female Fitness (Louth) Limitedの全株式を取得し子会社化 および Female Fitness (Dublin) Limitedを新設
2024年７月	新ブランド「からだ動き回復センター ピント・アップ」のフランチャイズ展開をスタート

３ 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社カーブスホールディングス：持株会社）、連結子会社７社（株式会社カーブスジャパン、株式会社ハイ・スタンダード、Curves International, Inc.、Curves Europe B.V.、CFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.、KIMOSCAPE(PTY)LTD）、非連結子会社２社（Female Fitness (Louth) Limited、Female Fitness (Dublin) Limited）により構成されており、「女性だけの30分健康フィットネス　カーブス」を中核に「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」「からだ動き回復センター ピント・アップ」などの事業を展開しています。これら事業を通じて国民の健康寿命の延伸とWell-beingの向上に寄与し、社会課題の解決に貢献する「地域密着の健康インフラ」として、顧客サービス強化による会員満足度向上、会員数拡充、店舗網拡大に努めています。

また当社は持株会社であり、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

なお、当社は純粋持株会社として、各事業会社に対する経営管理を行っております。主な関係会社の事業概要については次に記載するとおりです。

(1) 国内事業

株式会社カーブスジャパンは、日本国内におけるフランチャイズ本部としてフランチャイズ加盟事業者に対する、経営指導、事業運営において必要なシステムの導入及びノウハウ、機材、商品、印刷物等の提供、販売を行うとともにフランチャイズ加盟事業者の出店などのサポート業務や会員向け物販業務及び事業開発を行っています。

「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」は、2026年８月末時点で2,013店舗、89.5万人の会員を抱えるフランチャイズチェーンです。

「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」は、2026年８月末時点で45店舗、1.4万人の会員を抱えるフランチャイズチェーンです。

「からだ動き回復センター ピント・アップ」は、腰・ひざ・肩などにお悩みを抱える方のための会員制運動施設で2026年８月末時点で54店舗、1.0万人の会員を抱えるフランチャイズチェーンです。

株式会社ハイ・スタンダードは株式会社カーブスジャパンとのフランチャイズ契約に基づき、北海道、東京、千葉、埼玉地区で直営店舗展開を推進しており、2026年８月末時点で「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」77店舗、「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」２店舗、「からだ動き回復センター ピント・アップ」１店舗を運営しています。

(2) 海外事業

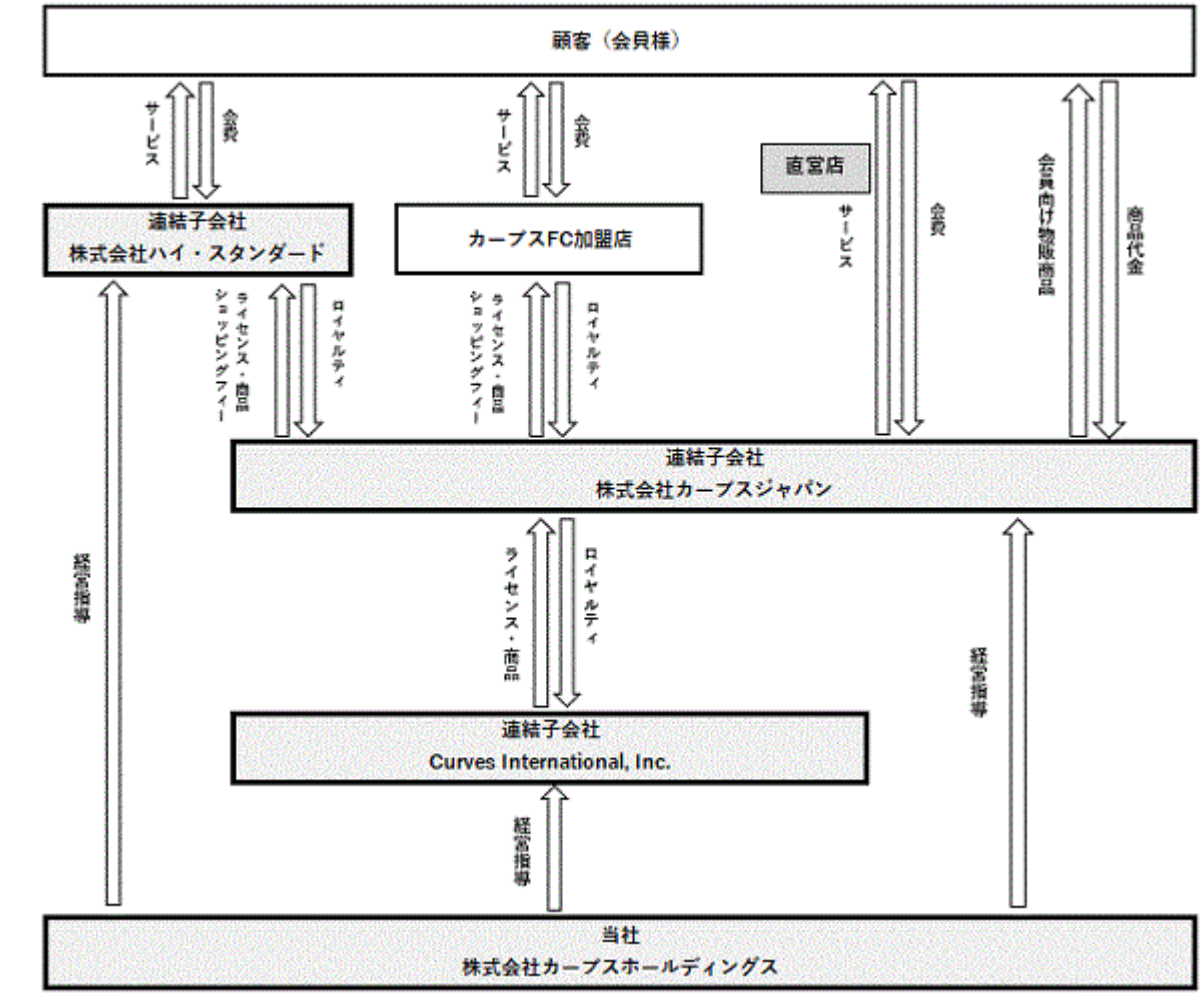
Curves International, Inc.はカーブス事業のグローバルフランチャイザー（※）であり、日本を含む世界各国のマスターフランチャイジーに対してロイヤルティ管理や店舗で使用する機器等の販売を行っております。なお、米国におけるダイレクトフランチャイズ事業は、Curves International Holdings, Inc.の買収時に事業を分離し、現在他社資本の会社が運営しています。

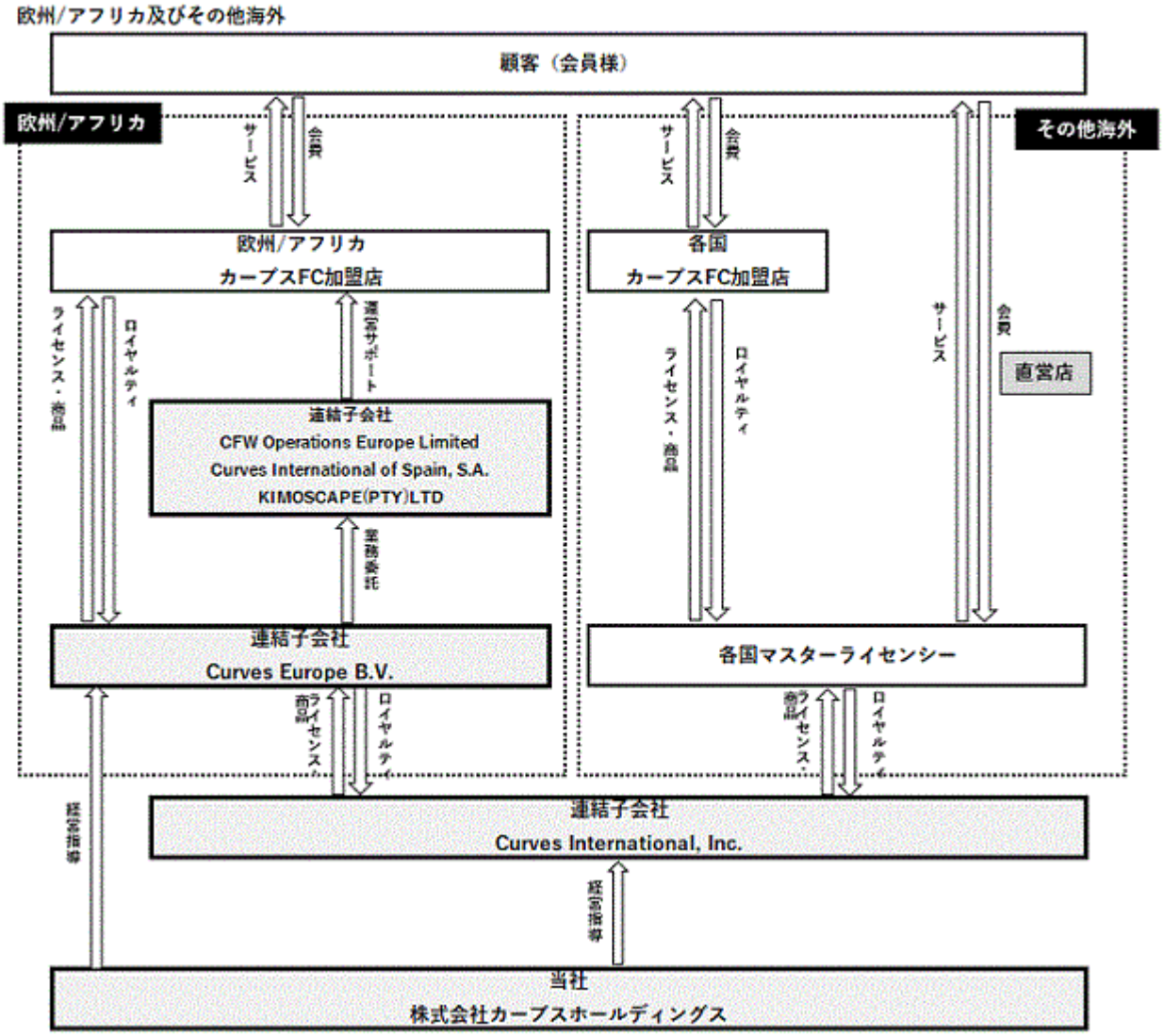
Curves Europe B.V.は欧州圏（スペイン、イギリス、イタリア、フランス、アイルランド、スウェーデン、スイス、ベルギー）を中心にカーブス事業のフランチャイズ本部を運営しており、2026年６月末時点（決算期のずれにより、２ヶ月遅れでの連結取り込み）の欧州圏における店舗数は127店舗となりました。その傘下のCFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.、KIMOSCAPE(PTY)LTDは、Curves Europe B.V.からの委託に基づき、フランチャイズ加盟店に対する運営サポート業務を提供しております。また、2024年４月に子会社化したFemale Fitness (Louth) Limitedおよび、新設したFemale Fitness (Dublin) Limitedは、各エリアにて直営店舗を運営しています。

（※）グローバルフランチャイザーとは、フランチャイズチェーンにおける世界総本部を指します。

以上に記載した当社グループの事業と関係会社の事業系統図は次のとおりです。

国内





（注）下記の非連結子会社２社は記載しておりません。
非連結子会社
Female Fitness (Louth) Limited、Female Fitness (Dublin) Limited

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社カーブスジャパン (注)1、4	東京都港区	100百万円	日本国におけるフランチャイズ本部事業	所有 100	役員の兼任4名 経営指導・業務受託をしております。
株式会社ハイ・スタンダード	東京都港区	5百万円	グループ直営店事業	100	役員の兼任3名 経営指導・業務受託をしております。
Curves International, Inc. (注)1	米国 Waco,Texas	1,042千USD	グローバルフランチャイザー事業	100	役員の兼任1名 経営指導・業務受託をしております。
Curves Europe B.V.	オランダ Maarssen	€3.00	欧州におけるフランチャイズ本部事業	100 (66.7)	役員の兼任2名 経営指導をしております。
Curves International of Spain, S.A.	スペイン Barcelona	€60,200.00	欧州圏加盟店運営サポート事業	100 (100)	役員の兼任1名
CFW Operations Europe Limited	英国 London	£100.00	欧州圏加盟店運営サポート事業	100 (100)	役員の兼任1名
KIMOSCAPE(PTY)LTD	南アフリカ Gauteng	R100.00	アフリカ圏加盟店運営サポート事業	100 (100)	役員の兼任1名

(注) 1．特定子会社に該当しております。
2．議決権の所有割合の（ ）内は、内数で間接所有割合です。
3．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4．株式会社カーブスジャパンについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。当連結会計年度における主要な損益情報等は次のとおりです。

主要な損益情報等
① 売上高 39,938百万円
② 経常利益 6,513百万円
③ 当期純利益 4,300百万円
④ 純資産額 8,419百万円
⑤ 総資産額 18,818百万円

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループ（当社及び連結子会社）は「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」を中核に「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」「からだ動き回復センター ピント・アップ」などの事業を展開しています。「健康の大切さ」「予防の大切さ」「筋トレの大切さ」を世の中に広め、一人でも多くの方に「正しい運動」を始めていただき、続けていただく、そして運動を習慣化した先に「お客様の豊かな人生を実現していただくこと」を使命として担っております。

(2) 中長期経営戦略

超高齢化が進む日本において、国民一人ひとりの幸せな人生の実現のためにも、また社会保障制度を健全で持続可能なものにするためにも「健康寿命の延伸」と「Well-beingの向上」が重要な課題となっています。そして、そのための健康づくりや予防への取り組みを広げることは喫緊の課題です。当社グループは、健康寿命の延伸とWell-beingの向上の実現に貢献する「地域密着の健康インフラ」としてさらなる成長を遂げていくために、オンリーワンの満足度の高いサービスと独自のマーケティングによって、引き続き潜在需要を掘り起こし、新しい市場を創出して参ります。

なお、2025年８月期本決算で発表した、「カーブスグループ中期ビジョン2030年・2035年」は以下のとおりです。

［カーブスグループ中期ビジョン2030年・2035年］

グループビジョン（全業態合計）

	2030年８月期	2035年８月期	
		コミット	ターゲット
店舗数	2,600店舗	3,150店舗	3,500店舗
会員数	120万人	140万人	150万人
チェーン売上	1,300億円	1,800億円	2,000億円
会費入会金	970億円	1,270億円	1,400億円
会員向け物販	330億円	530億円	600億円

当社グループ連結業績

売上高	560億円	780億円	850億円
営業利益	103億円	180億円	200億円
営業利益率	18%	23%	24%

営業利益成長率

年平均成長率（CAGR）	10%	12%	14%
25年比	163%	286%	317%

2030年ビジョン・ブレークダウン

	カーブス	メンズ・カーブス	ピント・アップ
店舗数	2,100店舗	180店舗	380店舗
会員数	105.0万人	7.7万人	9.5万人
チェーン売上	1,146億円	79億円	150億円

2035年ビジョン・ブレークダウン

	カーブス	メンズ・カーブス	ピント・アップ
店舗数	2,100-2,200店舗	380-500店舗	700-800店舗
会員数	105.0-110.0万人	17.1-22.5万人	18.9-21.6万人
チェーン売上	1,305-1,367億円	203-267億円	349-399億円

(3) 目標とする経営指標

当社グループが重視する経営指標は、経営資源の有効活用と成長性の持続を図るため、会員数、営業利益成長率、EBITDA成長率、フリー・キャッシュ・フロー成長率、ROICとしております。適正な投下資本利益率が確保できる合理的可能性が高い領域に資本を投下するとともに、その利益を継続的に拡大するための経営戦略を推進してまいります。

また、2024年８月期本決算で発表した、５年間の連結財務指標基準として以下の２点の実現を引き続き図って参ります。

・営業利益、EBITDA、フリー・キャッシュ・フローの年平均成長率10%以上（注1）

・ROIC 12%以上を維持し、15%を目指す（注2）

（注1）EBITDA(Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization)=営業利益＋減価償却費+のれん・商標権等償却費

フリー・キャッシュ・フロー＝営業活動によるキャッシュ・フロー+投資活動によるキャッシュ・フロー

（注2）ROIC(Return On Invested Capital:投下資本利益率)＝税引後営業利益÷投下資本(運転資本+固定資産)

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当面の解決すべき課題としては、「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」「からだ動き回復センター ピント・アップ」の各事業において、顧客満足度の一層の向上、マーケティング強化による会員数の拡大、顧客の健康的な食生活の実現のための商品開発と物販の拡大、店舗網拡大を実現することと認識しています。また、フランチャイジーも含めたチェーン全体で働く人達のより一層の待遇向上、生産性向上、やりがいの向上を実現することで中長期の成長の基盤を創って参ります。

2027年８月期の通期連結業績見通しは、売上高460億円(前連結会計年度比6.0%増)、営業利益87億円(前連結会計年度比12.2%増)、経常利益86億円(前連結会計年度比13.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益54億55百万円(前連結会計年度比11.1%増)を見込んでいます。

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

累計期間	売上高（百万円）		営業利益（百万円）		経常利益（百万円）		親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	
	予想	増減率	予想	増減率	予想	増減率	予想	増減率
第２四半期(累計)	22,000	10.2%	4,160	8.4%	4,110	9.7%	2,600	16.6%
通期	46,000	6.0%	8,700	12.2%	8,600	13.6%	5,455	11.1%

業績予想数値詳細は以下の通りです。

（国内事業：３ブランド合計）

- **３ブランド合計店舗数は、70店舗純増の2,182店舗**
- **３ブランド合計会員数は、4万～5万人純増の96万人～97万人**

（国内事業：「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」）

- **「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」の店舗数は13店舗純増の期末2,026店舗。**
- **会員数は期末93万人以上の予想。顧客満足度の一層の向上による退会率低減および年３回の魅力的なキャンペーン等新規入会を強化し、3.5万人以上の会員数純増。**
- **会員向け物販売上高は、主力商品「プロテイン」の会員数増に応じた定期購入契約数と販売数増、「ヘルシービューティ」の定期契約率向上、定期契約者の継続率向上などによる売上増を予想。主力商品であるプロテインの主原料価格高騰対策のため原価を低減しながら品質は向上させる第一弾の新商品を投下。**

（国内事業：「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」「からだ動き回復センター ピント・アップ」）

- **「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」の店舗数は35店舗純増の期末80店舗と予想。既存店舗の着実な会員数増加に加え、新規出店店舗の開店時会員数増加を背景に多店舗展開に向け出店加速。**
- **「からだ動き回復センター ピント・アップ」の店舗数は22店舗純増の期末76店舗と予想。既存店舗の会員数増加、新規出店店舗の順調な立ち上げを背景に出店を加速させるフェーズへ。**

（国内事業：全体コスト、投資関係）

- **人的資本への投資を重要戦略ととらえ、事業展開加速などのための人員増、既存社員ベースアップ含めた昇給などによる人件費の増加を見込み。**
- **店舗業務の一層の生産性向上のために引き続きシステム投資を積極的に実施。**

（海外事業）

- **重点地域である欧州（イギリス、アイルランド、スペインなど）においては既存店業績好調を背景に出店増を図る。成長に向けての準備期間と位置付け、通期で営業赤字が続く見通し。**

今後事業環境が変化し、業績予想の修正が必要となった場合には速やかに開示いたします。

２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組の状況は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

当社グループは、2023年８月期に、サステナビリティ基本方針策定並びに推進体制の構築、サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）および取り組みテーマの特定をいたしました。

詳細は次の通りです。

（サステナビリティ基本方針）

『地域密着の健康インフラ』を目指し、社会課題の解決に貢献します。

カーブスグループは創業から掲げる経営理念、

事業目的：病気と介護の不安と孤独のない生きるエネルギーが溢れる社会をつくる
私達の使命：私達は、
正しい運動習慣を広めることを通じて、
お客様と私達自身の豊かな人生と
社会の問題の解決を実現します。

に基づき『地域密着の健康インフラ』として社会課題の解決に貢献することを第一義として経営をして参りました。お客様、フランチャイズ加盟店、ともに働く人達を含めたステークホルダーの皆様とともに、社会・環境をより良くしていくことに努めることでサステナビリティ経営を実践して参ります。

（サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）と取り組みテーマ）

（１）『地域密着の健康インフラ』としてお客様と社会の心身の健康への貢献
①お客様の健康課題・ニーズ・不の解消をとらえたサービスと商品の開発・改善および、サービスと商品の提供品質を高め続けお客様満足度とお客様の健康度を高め続ける
②エビデンス・ベースト・エクササイズの考え方に基づき運動の効果の科学的実証を進める
③社会の健康課題につながる学術的研究に積極的に参画する

（２）お客様の安全・安心No.1を目指した経営
①ハードウェア（設備・運動機器など）の安全・安心
②ソフトウェアにおける安全・安心のサービス提供
③安全・安心のPDCAをワークさせ継続的改善を図る

（３）環境にやさしく気候変動リスクが低いビジネスモデルづくりと店舗運営
①より環境負荷の低いビジネスモデルづくり、店舗運営の仕組みづくり
②サプライチェーン全体を見据えた環境負荷の低減への取り組み
③気候変動リスクを低減できるビジネスモデルづくり、店舗運営の仕組みづくり

（４）やりがいと働きがいに溢れる一人一人が輝く人材育成・職場づくり・組織運営
①（フランチャイジーも含めて）働く人達一人一人が「やりがい・成長・存在価値」を高められる人材育成と組織運営
②（フランチャイジーも含めて）働く人達一人一人の健康・生活の充実・幸せにつながる職場づくりと組織運営
③（フランチャイジーも含めて）働く人達一人一人が主体性を発揮する自立型人材の育成と一人一人の知恵を活かす集合天才型組織運営

（５）地域社会への貢献
①地域社会の健康づくりと社会資本（ソーシャルキャピタル）充実への貢献を図る
②健全なフランチャイズチェーン運営による地域経済・雇用への貢献を図る

（６）サプライチェーンにおける公平公正な取引と人権・人間性の尊重

①サプライヤーとのパートナーシップの形成

②事業パートナーであるフランチャイジーとの互恵の関係の構築

（一般社団法人　日本フランチャイズチェーン協会制定の倫理綱領を遵守）

③人権・人間性を尊重したサプライチェーンの構築

（７）実効性の高いコーポレート・ガバナンス

①中長期の企業価値向上、戦略的視点からの経営意思決定

・『カーブスグループ５つの経営指針』を遵守した経営

・ステークホルダーとのエンゲージメントを重視した経営

・オープンな情報共有と活発な議論を土台とした意思決定

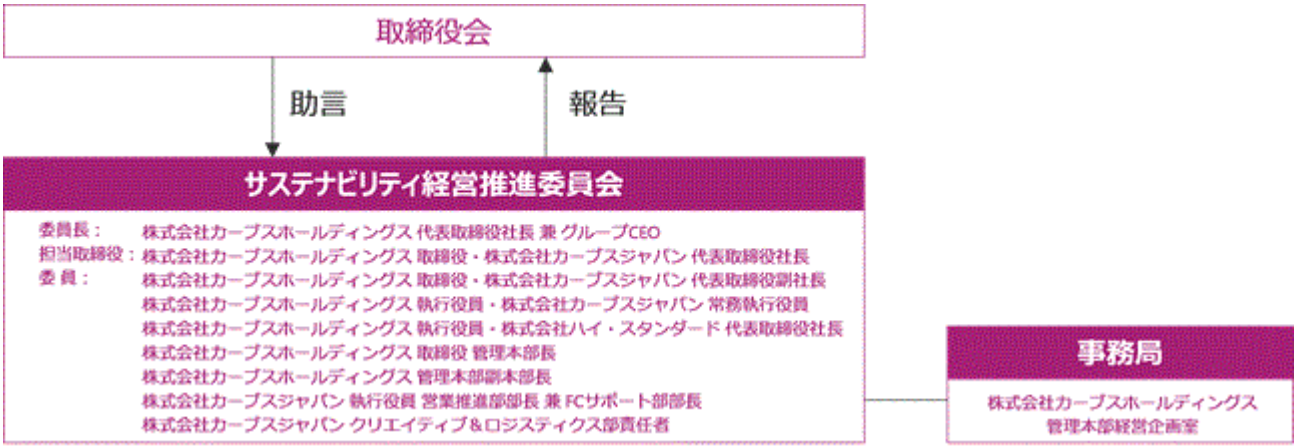
②コンプライアンスの遵守

③リスク管理体制の構築

（ガバナンス）

当社グループは、サステナビリティ経営を推進するため、「サステナビリティ経営推進委員会」を設置し、「サステナビリティ経営推進会議」を四半期に一度実施しております。サステナビリティ経営推進委員会は、当社代表取締役社長兼グループCEOを委員長に、各事業分野の責任者を委員とし、サステナビリティに関する課題と目標設定、進捗管理を行っております。その議事内容は取締役会に報告され、取締役会は課題、取り組み内容に対する助言を行っております。また、人材の多様性の確保を含む人材育成方針や社内環境整備方針等の人的資本に関する事項についても、毎月開催される経営会議において協議・モニタリングを行い、その結果を取締役会へ報告し監督を受ける体制としております。

（サステナビリティ推進体制）



①サステナビリティ経営推進委員会は、代表取締役社長兼グループCEOを委員長に、当社取締役で主要子会社の株式会社カーブスジャパン代表取締役社長を責任者として、各事業分野の責任者を委員とし、サステナビリティに関する課題と目標設定、進捗管理を行います。

②このマネジメントのために、四半期に１回、サステナビリティ経営推進会議を開催します。

③サステナビリティ経営推進会議の議事内容は、取締役会に報告され、取締役会は課題、取り組み内容に対する助言を行います。

（リスク管理）

人材の確保・定着に係るリスクなど人的資本に関するリスクを含めたサステナビリティに関するリスク管理の内容は、必要に応じて四半期に一度開催されるサステナビリティ経営推進会議で報告されます。また、当社グループの経営に対するあらゆるリスクに対処するため「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備しており、代表取締役社長兼グループCEOを委員長とする「リスク対策委員会」が必要に応じて設置できる体制となっております。

留意すべき重要な機会とリスクについては各事業分野の責任者が参画する「サステナビリティ経営推進会議」で評価・特定をし、評価・特定されたリスク・機会についてはサステナビリティ推進体制の下で管理されます。

（多様性の確保を含む人材育成方針および社内環境整備方針）

当社グループでは、人材を最も重要な経営資源のひとつと位置づけるとともに、働く人一人一人の人間性を尊重し、「やりがい・成長実感・存在価値」を高め続け、一人一人が健康で幸せな人生を実現することを経営上の重要課題としています。この基本思想は、フランチャイズ本部であるカーブスグループのみならず、フランチャイズ加盟企業においても同様であり、チェーン全体の経営の在り方として重視をしています。

主力事業である「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」においては、創業初期より「女性が輝く職場No.1の実現」を重要戦略と位置づけてきました。「フィットネスインストラクター職・接客サービス業の女性の勤務体系」において、当時では稀であった「正社員採用・週休2日・日祝休み・夜間勤務なし」などの制度を運用し、また、充実した教育制度によるスキルアップを重視してきました。

近年は、人的資本投資を一層強化しています。待遇向上を図るとともに、体系的かつ実践的な教育体系（Off-JT、OJTの継続的実施）を通じて高い専門性を持ったプロフェッショナル人材の育成に努めています。「やりがい」と「働きやすさ」を共に追求し、“やりがいホワイト（高い「やりがい」×好待遇）”接客サービス業No.1企業を実現してまいります。

①実力主義人事制度

当社グループでは、ジェンダー、人種などに関わらず、一人一人の従業員の実力（発揮能力）によって給与・役職などが決まる独自の公平公正な人事制度を構築し運用をしています。各職務によって必要とされる発揮能力を定義し、72段階の判定基準が設定されており、全社員は半年に１回、自己評価と上司による評価を受け、人事考課がなされます。評価結果は上司からフィードバックされ、個々人がどのような能力、スキルを身につけ、活躍をしていくべきかを考えることができるため、一人一人の能力向上、スキルアップにつなげられる自己成長のための人事制度でもあります。

今後もジェンダー、人種などに関わらず公平公正な人事制度の運用を推進して参ります。

②女性の管理職への登用について

当社グループは、創業期より、「女性が輝く職場No.1」を目指し、組織運営をして参りました。性別に関わらず平等な機会があり、個々人のライフプラン、キャリアプランに沿った活躍の場をつくることに努めています。

③教育、スキルアップ機会の提供

当社グループでは、グループの社員はもちろんのこと、フランチャイズ加盟店の従業員も含めて、教育、スキルアップの機会を数多く提供しています。インストラクターとしての専門知識習得から顧客サポートの実技スキル向上、健康や医学に関わる専門知識習得、マネジメント力向上やリーダーシップ開発のための研修など幅広い研修機会があります。集合型の研修の定期開催およびEラーニングによる学習環境の整備まで様々な学習とスキルアップの環境を整えています。

（多様性の確保を含む人的資本の指標および目標）

当社グループでは、グループ全体の人材育成方針・社内環境整備方針に基づき人的資本の取組を推進しています。なお、指標および目標については、主要な連結子会社でありグループ従業員の大半が所属する株式会社カーブスジャパンの一般事業主行動計画における目標等を運用しています（※詳細実績は『第4 提出会社の状況 5 従業員の状況等』を参照）。

①多様性の確保に関する指標と目標

女性がより安心して長く働き続けることができ、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備するため、以下の目標を設定しています。

指標：管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

目標：50%以上を維持する（計画期間：2022年4月1日～2027年3月31日）

② 社内環境整備に関する指標と目標

子育てのための援助措置を実施し、働きやすい環境を整備するため、以下の目標を設定しています。

指標：男性労働者の育児休業取得者数

目標：計画期間中に1名以上とする（計画期間：2026年4月1日～2028年3月31日）

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりです。当社グループでは、これらリスクの発生可能性を認識した上で、当該リスクの発生に伴う影響を極力回避するための努力を継続してまいります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) 基幹事業の経営環境に係わるもの

① 事業の運営について

当社グループは、2018年３月31日付でカーブス事業のグローバルフランチャイザーであるCurves International Holdings, Inc.他の株式を取得し、Curves International, Inc.(以下、「CI」という。)を存続会社とする吸収合併を実施したことにより、同事業を世界約30カ国（2026年６月末現在（決算期のずれにより、２カ月遅れでの連結取り込み））で展開しております。また、株式会社カーブスジャパンはCIとの間でマスターフランチャイズ契約を締結し、日本国内においてカーブス事業の運営を行っております。また、2019年７月１日付で、西ヨーロッパのフランチャイズ事業本部であるCFW International Management B.V.（現・Curves Europe B.V.）を買収し、同地区でのカーブス事業の展開を今後強化してまいります。

（ⅰ）日本国内においてはフランチャイズ加盟事業者に対して経営指導、事業運営において必要なシステムの導入及びノウハウ、機材、商品、印刷物等の提供、販売を行うとともに、当社グループの事業拡大のため、フランチャイズ加盟店の出店を継続的に進めておりますが、これらの実現のために、加盟事業者による協力や資金負担等が必要で、予め理解を得ておく必要があります。従って、加盟事業者とのトラブルの発生、フランチャイズ加盟契約の解約、加盟事業者から本部への訴訟の発生などの場合や出店立地として適切な候補物件が継続的に不足する場合など、出店が計画と乖離する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ますます強くなる消費者保護の流れを反映し、行政やマスコミあるいは消費者団体などによる企業批判、更には様々な風評による被害を受けてしまうリスクは大きくなりつつあります。カーブス事業は会員制の事業であり、そのようなリスクを顕在化させてしまう事象が発生した場合には、会員数の維持・拡大に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（ⅱ）海外においては、CIがグローバルフランチャイザーとして各国のマスターライセンシー（以下、「マスター」という。）に課しているロイヤルティの回収遅延が発生する場合、CIとマスターとの間のトラブルが発生する場合、マスターがマスターフランチャイズ契約を解約する場合、さらにCIを含む当社グループとの間の訴訟の発生などが生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、Curves Europe B.V.は欧州圏（スペイン、イギリス、イタリア、フランス、アイルランド、スウェーデン、スイス、ベルギー）を中心にフランチャイズ本部事業を運営しており、日本国内と同様に加盟事業者との連携が重要であると認識し、定期的にミーティング等でのコミュニケーションを図っております。しかしながら、加盟事業者とのトラブルの発生、フランチャイズ加盟契約の解約、加盟事業者から本部への訴訟の発生などの場合や出店立地として適切な候補物件が継続的に不足する場合など、出店が計画と乖離する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 単一業態（カーブス事業）への依存度が高いことについて

当社グループは、「女性だけの30分健康フィットネス　カーブス」を主力事業とし、また「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」「からだ動き回復センター ピント・アップ」の２つの新事業を展開することで、病気と介護の不安と孤独のない生きるエネルギーがあふれる社会を創ることを経営目的としております。

今後、「メンズ・カーブス」「ピント・アップ」の両事業も多店舗展開を図って参りますが、景気の悪化や消費環境の大きな変化により健康に対する投資意欲が減退した場合には、未だ単一業態への依存度が高く他業態で全てをカバーすることが困難であるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 原材料の価格変動等によるリスクについて

当社グループの主要な販売商品であるプロテインは、その原材料を海外から輸入しており、為替が円安に変動した

場合や輸入先の天候不順、世界的な需要過多等による供給不足などの要因により原材料の価格高騰が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 人材の確保・育成について

当社グループは、多店舗展開を行う接客サービス業であり、お客様にご満足のいただける接客と会員数の獲得を継続して実現させていくためには、人材の確保と育成が重要であり、計画的に募集・採用活動を行い人材の確保を行うとともに、事業毎に教育制度を設けて人材の育成に努めております。

しかしながら、採用がますます難しくなる場合あるいは退職者が増加する場合には、店舗の管理を行う店長及びマネージャーにふさわしい優秀な人材を十分に確保できなくなるおそれがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ M&A及び組織形態の変更等について

当社グループは、企業価値向上や新業態の事業展開を目的に他社からの事業の譲り受け、他社との提携、もしくは他社への出資やM&A等、あるいは子会社・関連会社の設立等により組織形態の変更を行う可能性があります。しかしながら、全ての経営施策が計画通りの成果が実現される保証はなく、市場環境等の急激な変動による想定外の損失の発生や取得した事業もしくは子会社等の業績不振等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 気候変動に関するリスクについて

当社グループは、気候変動に関する対応を重要課題と捉え、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく情報開示（または、TCFD提言に沿った対応）を進めており、環境にやさしく気候変動リスクが低いビジネスモデルづくりや店舗運営に取り組んでおります。また、特定の地域に偏らず全国各地に展開することで気候変動などによる自然災害リスクの影響を低くすることができております。しかしながら、気候変動により近年発生が増加傾向にある異常気象や自然災害により、当社グループが運営する施設や器具等が大規模に毀損し事業運営が困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 財政状態及び経営成績に係るもの

① 敷金・保証金の回収について

当社グループは、直営店の出店に当たっては賃貸借契約に基づく店舗出店を基本としており、店舗の賃借に際しては家主へ敷金・保証金を差し入れております。

当社グループは、賃貸借契約の締結に際しては、物件所有者の信用状況を確認する等、回収可能性について十分に検討を行い決定しております。しかしながら、物件所有者の財政状況が悪化した場合には、敷金・保証金の回収が困難となる可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 減損会計の影響について

当社グループが所有する商標権、その他の固定資産並びに当社が有する子会社株式につきましては、減損処理に関する会計基準及び減損処理に関する社内規程に基づいて、毎期減損の判定を行っております。これにより営業活動から生じる損益が継続的にマイナスとなる店舗に対する減損が認識された場合や店舗を閉鎖することとなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当連結会計年度末における商標権は179億56百万円となりました。また、各子会社の業績に基づく株式価値等の評価結果による減損損失の計上により、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

① 消防法について

当社グループが運営する店舗は「消防法」による規制を受けており、不慮の火災等により会員の方々に被害が及ばぬように、防火対策についてはマニュアルを整備し社員教育を施し、年に２回の消防訓練を行い、法令遵守に努めております。「消防法」における問題が生じぬように、法律改正への対応及び行政上の指導については、全ての事項について必要な改善及び届出を済ませており、その後も継続運用しております。

しかしながら、不測の事態によって、当社店舗において火災による死傷事故が発生した場合には、当社グループの信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 医薬品医療機器等法等、消費者関連法令について

当社グループが運営する各事業は、その品質管理・製造、表示・広告、販売において各関係法令によって規制を受けております。

品質管理・製造においては、食品・添加物・器具容器の規格等を定める「食品衛生法」の規制を受け、表示・広告においては、主に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」「食品表示法」「健康増進法」「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」の規制を受けており、虚偽または誇大な表示・広告が禁止されております。また、消費者との取引全般において「消費者契約法」の規制を受けております。

当社グループでは、各関係法令のチェック及び改正への対応等、体制を整備し法令遵守を図っておりますが、予期せぬ法律規制強化があった場合等には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報保護法について

当社グループが運営する各事業は、国内外において会員制度を採用しているため、お客様の個人情報を取得しており、日本国内だけではなく海外も含めて個人情報の保護に関連する法律を遵守する必要があります。そのため情報システムのセキュリティ強化や、各国ガイドラインに基づく社内教育・顧客情報の保管管理等の徹底により、個人情報の流失防止を図っております。

しかしながら、不正アクセス等不測の事態によって、個人情報の外部流出が発生した場合には、当社グループの信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 取適法について

当社グループが運営する各事業は、加盟店および会員への商品・サービスの提供にあたり、外部の業者に対し製造委託、情報成果物作成委託等の業務委託をおこなっており、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）」を遵守する必要があります。

当社グループでは、定期的な従業員教育と適切な業務フローの運用により法令遵守に努めておりますが、この徹底不足により意図せず不適切な取引をおこなった場合は、当社グループの信用低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 感染症に対するリスクについて

当社グループでは、日頃よりお客様が安心・安全に運動できる環境の整備、社員教育を施しております。新型コロナウイルス感染症流行下においても、専門の医師の方々や行政機関等より情報を収集し、発生直後より店舗（直営店、ＦＣ店）内外での感染予防のための様々な取り組みを徹底してまいりました。

また、資金につきましても、今後同様の事案が発生・長期化した場合でも対応できるだけのキャッシュポジションを確保するとともに、必要な際にはスピーディに資金調達ができるよう、取引金融機関との間で良好な関係を構築しております。

しかしながら、今後新たな感染症の流行等が発生した場合は、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

① 財政状態及び経営成績の状況

a 財政状態

（資産）

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ19億14百万円増加し411億19百万円(前連結会計年度末比4.9%増)となりました。

流動資産は12億41百万円増加し181億58百万円(同比7.3%増)となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が11億５百万円増加したことなどによるものです。

有形固定資産は53百万円増加し６億56百万円(同比9.0%増)となりました。

無形固定資産は５億円増加し208億79百万円(同比2.5%増)となりました(注)。

投資その他の資産は１億18百万円増加し14億25百万円(同比9.1%増)となりました。

固定資産の総額は６億72百万円増加し229億61百万円(同比3.0%増)となりました。

(注)無形固定資産のうちCurves International, Inc.買収時に発生したのれん・商標権の資産価額が、毎期の償却、および対米ドルの期末為替換算レートが前連結会計年度に比べ、1ドルにつき17.58円円安となったことにより、円換算では６億25百万円の増加となっています。

前連結会計年度末	129,172千ドル	１ドル=144.81円	円換算　187億５百万円
償却による減少	△10,131千ドル		
当連結会計年度末	119,041千ドル	１ドル=162.39円	円換算　193億31百万円

(負債)

流動負債は13億10百万円増加し127億62百万円(同比11.4%増)となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が８億75百万円、預り金が３億63百万円増加したことなどによるものです。

固定負債は18億62百万円減少し57億30百万円(同比24.5%減)となりました。これは主に、長期借入金が19億54百万円減少したことなどによるものです。

負債の総額は５億52百万円減少し184億92百万円(同比2.9%減)となりました。

(純資産)

純資産は24億66百万円増加し226億26百万円(同比12.2%増)、うち株主資本は３億83百万円増加し162億50百万円（同比2.4%増）となりました。

これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益49億８百万円の計上から配当金の支払い17億83百万円及び自己株式の消却９億21百万円を差し引き利益剰余金が22億４百万円増加し、一方で自己株式の取得27億63百万円及び消却９億21百万円などにより自己株式が18億20百万円増加（純資産の減少）したことによるものです。また、円安進行により為替換算調整勘定が20億12百万円増加し63億６百万円（同比46.9%増）となりました。

b 経営成績

当社グループ（当社及び連結子会社）は「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」を中核に「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」「からだ動き回復センター ピント・アップ」などの事業を展開しています。これら事業を通じて国民の健康寿命の延伸とWell-beingの向上に寄与し、社会課題の解決に貢献する「地域密着の健康インフラ」として、顧客サービス強化による会員満足度向上、会員数拡充、店舗網拡大に努めています。

当連結会計年度（2025年９月～2026年８月）の経営成績は以下の通りです。売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益全てにおいて過去最高となりました。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	37,566	43,387	5,821	15.5
営業利益 (利益率)	6,342 (16.9%)	7,755 (17.9%)	1,413	22.3
経常利益	6,481	7,573	1,091	16.8
親会社株主に帰属する当期純利益	4,303	4,908	605	14.1

「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」の店舗数は前連結会計年度末（2025年８月31日）1,996店舗から17店舗純増し2,013店舗となりました。会員数は前連結会計年度末86.3万人から3.2万人純増し89.5万人となり、連結会計年度末における過去最高の会員数となりました。年３回の新規入会募集キャンペーンを行い、TV、WEBを中心としたメディアミックスマーケティング、口コミ紹介マーケティング、地域密着プロモーションを展開したことにより、新規入会増において着実な成果を上げることができました。また、2026年４月には既存会員様の会費価格改定を行い会費単価が向上しています。顧客満足度の一層の向上を図ってきたことにより、会費価格改定の退会率への影響も軽微なものとなり、月次退会率も低水準で推移をしました。

会員向け物販は、会員様への「食生活の相談強化月間」を展開した結果、連結会計年度における会員向け物販売上高は過去最高を更新しました。また、当連結会計年度末の定期便契約者数も過去最高となりました。主力商品「カーブスプロテイン」の原材料価格の高騰が続き、同商品の粗利益率は悪化をしましたが、栄養バランスに気を付ける方向けの商品「ヘルシービューティ」の契約数が順調に伸びたことなどにより、会員向け物販もまた増収増益となっています。

これらの結果、当連結会計年度のチェーン売上（フランチャイズ店を含めた会費入会金売上および会員向け物販売上の合計額）は、934億円となり過去最高を更新しました。会費入会金売上、会員向け物販売上ともに過去最高の実績です。

当連結会計年度末(2026年８月31日）の国内「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」の店舗数、会員数、チェーン売上高は次の通りです。

＜国内「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」店舗数・会員数＞

	前連結会計年度末 (2025年８月末)	当連結会計年度末 (2026年８月末)		
			前連結会計年度末比	
店舗数	1,996店舗	2,013店舗	17店舗	0.9%
内、直営店舗数	82店舗	84店舗	２店舗	2.4%
FC店舗数	1,914店舗	1,929店舗	15店舗	0.8%
会員数	86.3万人	89.5万人	3.2万人	3.7%

(注) １.当連結会計年度の新規出店数は23店舗、閉店・統合数は６店舗となっています。
２.国内カーブス会員数には、オンラインフィットネス「おうちでカーブス」および店舗とオンラインのハイブリッドサービス「おうちでカーブスWプラン」の会員数を含んでいます。

＜国内「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」チェーン売上高＞

	前連結会計年度 (2024年９月～ 2025年８月)	当連結会計年度 (2025年９月～2026年８月)		
			前年同期間比	
チェーン売上高	856.0億円	934.0億円	78.0億円	9.1%
内、会費・入会金売上	626.4億円	668.3億円	41.9億円	6.7%
会員向け物販売上	229.5億円	265.6億円	36.0億円	15.7%

「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」は当連結会計年度に20店舗新規出店し、総店舗数は45店舗となりました。既存店舗の着実な会員数増加に加え、新規出店店舗の開店時会員数も計画以上の推移となっています。本格的な成長ステージに入るべく、さらなる出店拡大を図っていきます。

「からだ動き回復センター ピント・アップ」は当連結会計年度に17店舗新規出店し、総店舗数は54店舗となりました。既存店会員数も着実に増加をしており、新規出店の強化を図っていきます。

これらの結果、当連結会計年度末(2026年８月31日）の３ブランド（「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」「からだ動き回復センター ピント・アップ」）の国内店舗数、会員数、は次の通りです。

＜３ブランドの国内店舗数・会員数＞

	前連結会計年度末 (2025年８月末)	当連結会計年度末 (2026年８月末)	
			前連結会計年度末比
３ブランド合計店舗数	2,058店舗	2,112店舗	54店舗
内、「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」	1,996店舗	2,013店舗	17店舗
「30分 予約不要 サポート付きジム メンズ・カーブス」	25店舗	45店舗	20店舗
「からだ動き回復センター ピント・アップ」	37店舗	54店舗	17店舗
３ブランド合計会員数	87.7万人	91.9万人	4.1万人
内、「女性だけの30分健康フィットネス カーブス」	86.3万人	89.5万人	3.2万人
「30分 予約不要 サポート付きジム　メンズ・カーブス」	-	1.4万人	-
「からだ動き回復センター ピント・アップ」	-	1.0万人	-

海外事業は、2019年７月にFC本部事業を買収しました欧州を重点地域と位置付けています。当連結会計年度末（2026年６月末（決算期のずれにより、２ヶ月遅れでの連結取り込み））の欧州カーブス（イギリス・イタリア・スペイン・他５ヶ国）店舗数は、127店舗となりました。既存店会員数および売上は過去最高の推移となっており、出店拡大フェーズに入っていきます。

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度比８億69百万円増加しました。これは、入会数増のための広告宣伝費が増加したこと、人的資本への投資として人件費が増加したこと、システム投資により減価償却費やその他費用が増加したことなどに加え、中長期にわたり当社株式を継続して保有いただける株主様への還元をさらに充実させるために株主優待制度を拡充したことによるものです。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は433億87百万円(前連結会計年度比15.5%増)、営業利益は77億55百万円(前連結会計年度比22.3%増)、経常利益は75億73百万円(前連結会計年度比16.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税を32億66百万円計上したことなどにより、49億８百万円(前連結会計年度比14.1%増)となり、いずれも過去最高となりました。なお、当連結会計年度における包括利益は、前連結会計年度末に比べ円安が進んだことにより為替換算調整勘定が20億12百万円増加したことなどから、69億21百万円（前連結会計年度比195.1%増）となりました。

なお、海外連結子会社等の財務諸表項目の主な為替の換算レートは、次の通りです。

１米ドル	第１四半期 ９－11月	第２四半期 12－２月	第３四半期 ３－５月	第４四半期 ６－８月
期中平均 為替換算レート	147.50円[150.26円]	151.04円[151.94円]	152.66円[151.72円]	154.52円[149.88円]
連結会計期間末の 為替換算レート	148.88円[142.73円]	156.56円[158.18円]	159.88円[149.52円]	162.39円[144.81円]

[　]内は前年同期の換算レート

また、当社グループはカーブス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末と比較して15百万円増加し、83億99百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果、72億６百万円の資金増加（前連結会計年度62億11百万円）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が76億37百万円、商標権償却額など減価償却費が23億80百万円だった一方、法人税等の支払額が29億96百万円だったことなどによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果、８億26百万円の資金減少（前連結会計年度△７億27百万円）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出が４億78百万円、有形固定資産の取得による支出が３億17百万円だったことなどによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果、65億37百万円の資金減少（前連結会計年度△48億92百万円）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が20億40百万円、自己株式の取得による支出が27億63百万円、配当金の支払額が17億83百万円だったこと等によるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産の実績

該当事項はありません。

b. 仕入の実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
カーブス事業	10,502	116.8
合計	10,502	116.8

(注) １．当社グループは「カーブス事業」の単一セグメントです。

c. 受注の実績

該当事項はありません。

d. 販売の実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
カーブス事業	43,387	115.5
合計	43,387	115.5

(注) １．当社グループは「カーブス事業」の単一セグメントです。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日時点において判断したものです。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。重要な会計方針については、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しております。連結財務諸表を作成するに当たり、必要な見積りを行っており、それらは資産、負債、収益及び費用の計上金額に影響を与えております。これらの見積りは、その性質上判断及び入手し得る情報に基づいて行いますので、実際の結果がそれらの見積りと相違する場合があります。特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えて

おります。

（繰延税金資産）

繰延税金資産は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を十分に検討し、回収可能見込額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得が減少した場合、繰延税金資産が取り崩され、税金費用を計上する可能性があります。

（固定資産の減損処理）

減損の兆候のある資産又は資産グループについて、回収可能価額に基づき減損の判定を行っております。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方により測定しております。回収可能価額は、事業計画や市場環境の変化により、その見積り金額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、追加の減損処理が必要になる可能性があります。見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高433億87百万円、営業利益77億55百万円、経常利益75億73百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は49億８百万円となりました。

当連結会計年度における売上高及び営業利益の分析につきましては、「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　（1）経営成績等の状況の概要」に記載のとおりです。

また、2024年８月期を基準年とする年平均成長率は営業利益が19.2%、EBITDAが14.8%、フリー・キャッシュ・フローが19.6%となり、ROICは18.2%となりました。これは、「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　（1）経営成績等の状況の概要」に記載の通り、会員数が計画通りに推移し、会員向け物販売上高も順調に推移したことによるものです。

③ 当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金、設備資金については、主に自己資金を充当しております。当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　（1）経営成績等の状況の概要」に記載のとおりです。

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は83億99百万円となっており、将来に向けて十分な財源と流動性を確保しております。

5 【重要な契約等】

(1) 国内フランチャイジーとのフランチャイジー加盟契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
株式会社カーブスジャパン	カーブスフランチャイジー各事業者	契約締結先は指定地区内においてカーブス加盟店を開業し運営する	契約締結日より５年間 以後両当事者の合意がなされた場合には５年ごとの更新

(注) 上記については、株式会社カーブスジャパンは契約締結先より、加盟金、フィットネス機器代金、広告分担金、ロイヤルティ等を対価として受取っております。

(2) 国内エリアデベロッピングパートナーとの契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
株式会社カーブスジャパン	エリアデベロッピングパートナー各社	契約締結先は契約対象地区においてカーブス加盟店候補先を開発し、開業を支援する	契約締結日より５年間 以後両当事者の合意がなされた場合には更新

(注) 上記については、株式会社カーブスジャパンは契約締結先より権利の対価を受取っております。また、契約締結先に対して、契約対象地区内のカーブスフランチャイジー各事業者から受取った対価のうちその一部を支払っております。

(3) 海外マスターフランチャイジーとの契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
Curves International, Inc.	各Master Franchisee (以下、「MFC」という。)	MFCは、対象地域内において、直営店の出店およびサブフランチャイジーとの間でフランチャイズ加盟契約を締結し、フランチャイズ店舗を出店させることができる	当初10年間、以後５年ごとに更新

(注) 上記については、Curves International, Inc.は契約締結先より、ロイヤルティ等を対価として受取っております。

(4) 海外マスターライセンシーとの契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
Curves International, Inc.	各Master Licensee (以下、「MLC」という。)	MLCは、対象地域内において、直営店の出店およびサブフランチャイジーとの間でフランチャイズ加盟契約を締結し、フランチャイズ店舗を出店させることができる	当初10年間、以後５年ごとに更新

(注) 上記については、Curves International, Inc.は契約締結先より、ロイヤルティ等を対価として受取っております。

(5) 金融機関とのシンジケートローン契約

契約会社名	契約締結先	期末残高(百万円)	契約内容	担保	契約締結日	弁済期日
株式会社カーブスホールディングス	株式会社三菱ＵＦＪ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社群馬銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社足利銀行 株式会社横浜銀行	3,220	借入金額184億円、返済方法３ヶ月毎の約定均等返済、年利率TIBOR＋0.3%とする	なし	2018年３月26日	2028年３月29日

(注)１.上記については株式会社カーブスジャパン、株式会社ハイ・スタンダード、Curves International, Inc.が連帯保証人となっております。
２.主な借入人の義務は下記となっております。
イ．借入人の決算書類を提出する義務
ロ．本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者のために担保提供を行わないこと
ハ．財務制限条項を遵守すること
財務制限条項の主な内容は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1)　連結財務諸表　注記事項　連結貸借対照表関係」に記載しております。

(6) プロテイン等メーカーとの製造委託契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
株式会社カーブスジャパン	日成共益株式会社	プロテイン等の製造委託	2010年６月１日から2011年５月31日、以後１年ごとに更新

(注)　上記については、株式会社カーブスジャパンは契約締結先へ、プロテイン等の仕入対価を支払っております。

(7) 欧州フランチャイジーとのフランチャイジー加盟契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
Curves Europe B.V.	各Franchisee	契約締結先は指定地区内においてカーブス店舗を開業し運営する	契約締結日から５年間

(注)　上記については、Curves Europe B.V.は契約締結先より、店舗オープン時における加盟金と一時金、会費収入に対するロイヤルティを対価として受取っております。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、エビデンス・ベースト・エクササイズ（科学的に実証されたエクササイズ）の考えのもと、カーブスの運動プログラムの効果について、大学や専門研究機関との共同研究を通じて科学的な実証を重ねております。共同研究においては、RCT（ランダム化比較試験）など科学的に有効性が高い方法論を用い、研究結果も査読済み論文としてエビデンスレベルが高いものとすることを原則としています。

当連結会計年度における研究開発費の総額は、62百万円となりました。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における当社グループの設備投資(無形固定資産を含む)は、692百万円実施いたしました。

これは主に、株式会社カーブスジャパンにおいて、フランチャイズ加盟企業向けシステムの増強及びパソコン等設備の入替を中心に524百万円、株式会社ハイ・スタンダードにおいて、既存店の移転、リニューアルを中心に155百万円の設備投資を実施したものです。

２ 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりです。

なお、当社グループはカーブス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2026年８月31日現在

事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(名)
		建物及び構築物	工具、器具及び備品	敷金及び保証金	ソフトウエア	その他	合計	
本社(東京都港区)	統括業務施設	―	0	22	0	―	23	33 (0)

(注) １．現在休止中の主要な設備はありません。
２．従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の2026年８月期末人数です。
３．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 国内子会社

2026年８月31日現在

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(名)
			建物及び構築物	工具、器具及び備品	敷金及び保証金	ソフトウエア	その他	合計	
株式会社カーブスジャパン	本社並びに店舗設備(東京都港区)	統括業務施設 フィットネス施設	156	115	180	1,396	―	1,848	302 (39)
株式会社ハイ・スタンダード	店舗設備(千葉県千葉市他80店)	フィットネス施設	239	94	142	0	―	476	263 (94)

(注) １．現在休止中の主要な設備はありません。
２．従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の2026年８月期末人数です。
３．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
４．当社グループは、単一セグメントであるため、会社毎の従業員数を記載しております。
５．上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりです。

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	賃借料(百万円)
株式会社カーブスジャパン	本社	本社事務所	235

(3) 海外子会社

2026年８月31日現在

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(名)
			建物及び構築物	工具、器具及び備品	敷金及び保証金	ソフトウエア	その他(有形固定資産)	合計	
Curves International, Inc.	本社(米国Waco,Texas)	統括業務施設	―	5	―	133	44	183	4

(注) １．現在休止中の主要な設備はありません。
２．当社グループは、単一セグメントであるため、会社毎の従業員数を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資計画は、経済動向、業績動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
なお、当社グループはカーブス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。
2026年８月31日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりです。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
株式会社カーブスジャパン	本社 (東京都港区)	システム投資 (器具・備品)	86	―	自己資金	2026年9月	2027年8月	生産性向上
株式会社カーブスジャパン	本社 (東京都港区)	システム投資 (ソフトウェア)	638	―	自己資金	2026年9月	2027年8月	生産性向上

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
計	320,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年８月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	92,857,493	92,857,493	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株です。
計	92,857,493	92,857,493	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

	第２回新株予約権	第３回新株予約権
決議年月日	2026年４月13日	2026年４月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び従業員12名 当社子会社従業員107名	当社従業員13名 当社子会社従業員160名
新株予約権の数（注）１、２	16,660個	2,580個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（注）１、２	普通株式1,666,000株	普通株式258,000株
新株予約権の行使時の払込金額（注）３	779円	779円
新株予約権の行使期間	2031年１月１日から 2043年12月31日まで	2031年１月１日から 2036年４月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　809円 資本組入額　405円	発行価格　　779円 資本組入額　390円
新株予約権の行使の条件	（注）４	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）６	

（注）１．当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末（2026年10月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

２．新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100 株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、 次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2030 年８月期の当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様。）における連結営業利益が、10,000 百万円以上となった場合にのみ、これ以降付与された本新株予約権の50%を行使することができる。ただし、2030 年８月期に上記条件を達成し、行使可能となった新株予約権については、2041 年１月１日以降行使することはできない。また、2033 年８月期の当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における連結営業利益が12,000百万円以上となった場合にのみ、これ以降付与された本新株予約権の50%を行使することができる。なお、上記における連結営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。なお、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前連結営業利益をもって判定するものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

６．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の数」に準じて決定する。
（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
（5）新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の末日までとする。
（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
（7）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
（8）その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
（9）新株予約権の取得事由及び条件
別途定める方法（注）7に準じて決定する。
(10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

７．新株予約権の取得に関する事項
（1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
（2）新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

② 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年８月26日(注)	△1,000,000	92,857,493	―	848	―	828

(注) 自己株式の消却による減少です。

(5) 【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	11	24	381	133	109	65,976	66,634	―
所有株式数(単元)	―	166,302	22,817	353,409	150,545	188	234,913	928,174	40,093
所有株式数の割合(%)	―	17.92	2.46	38.08	16.22	0.02	25.30	100.00	―

(注) １．自己株式2,000,251株は「個人その他」に20,002単元、「単元未満株式の状況」に51株含まれております。
２．「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式1,764,650株については、「金融機関」に含めております。

(6) 【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ヨウザン株式会社	群馬県前橋市平和町１丁目４－10	29,768,000	32.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（その他信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号　赤坂インターシティAIR	5,371,000	5.91
株式会社ティーワイエヌ	東京都港区白金台１丁目１－１１－１１０１	5,109,900	5.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（投資信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号　赤坂インターシティAIR	4,468,400	4.91
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT,UK（東京都中央区日本橋３丁目11－１）	3,632,707	3.99
株式会社日本カストディ銀行（投資信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－１２	3,028,700	3.33
坂本　眞樹	東京都世田谷区	2,081,247	2.29
増本　陽子	東京都港区	2,081,247	2.29
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	東京都中央区晴海１丁目８－１２	1,764,650	1.94
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG（東京都中央区日本橋３丁目11－１）	1,000,000	1.10
計	－	58,305,851	64.17

（注）１.上記のほか自己株式が2,000,251株あります。
２.日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式のうち4,468,400株は投資信託、19,400株は年金信託、5,371,000株はその他信託であり、その合計は9,858,800株です。
３.株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式のうち3,028,700株は投資信託、168,100株は年金信託、259,700株はその他信託、5,000株は課税株数であり、その合計は3,461,500株です。
４.「発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合」における自己株式には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式1,764,650株は含まれておりません。
５.株式会社ティーワイエヌは当社代表取締役社長増本岳氏の資産管理会社です。
６.前事業年度末において主要株主であったエフエムアール エルエルシー（FMR LLC）は、2026年８月31日現在では主要株主ではなくなりました。

７.2026年９月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ　マネジメント　アンド　リサーチ　カンパニー　エルエルシー (Fidelity Management & Research Company LLC)他２名の共同保有者が2026年８月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年８月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
フィデリティ　マネジメント　アンド　リサーチ　カンパニー　エルエルシー (Fidelity Management & Research Company LLC)	アメリカ合衆国、19801デラウェア州、ニュー・キャッスル・カウンティ、ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209	279,800	0.30
エフエムアール　インベストメント　マネジメント　ユーケー　リミテッド (FMR Investment Management (UK) Limited)	英国、EC4M 5SBロンドン、カノン・ストリート25	5,532,084	5.96
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-17神谷町プライムプレイス	975,000	1.05
計	－	6,786,884	7.31

８.2026年８月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券 株式会社他２名の共同保有者が2026年８月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年８月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
みずほ証券 株式会社	東京都千代田区大手町１丁目５番１号	15,500	0.02
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号	1,764,650	1.88
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,259,400	2.41
計	－	4,039,550	4.31

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,000,200	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 90,817,200	908,172	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 40,093	―	―
発行済株式総数	92,857,493	―	―
総株主の議決権	―	908,172	―

(注)「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する株式1,764,600株（議決権の数17,646個）が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年８月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カーブスホールディングス	東京都港区芝浦３丁目９番１号	2,000,200	―	2,000,200	2.15
計	―	2,000,200	―	2,000,200	2.15

(注) 上記以外に自己名義所有の単元未満株式数が51株あります。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

（取締役に対する株式給付信託(BBT)）

当社は、2021年11月25日開催の第13回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員をあわせて「対象役員」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

① 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として在任中一定の時期（ポイント付与後、３年を経過した時期）となります。ただし、退任役員に関しては、退任後、所定の時期に給付を受けることとします。

② 対象者に取得させる予定の株式総数
上限250,000株（５事業年度）

③ 本制度による受益者その他の権利を受けることができる者の範囲
対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者。

（従業員に対する株式給付信託(J-ESOP)）
当社は、当社の従業員及び当社の子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。
本制度は、対象従業員の帰属意識の醸成や株価上昇に対する動機づけ等の観点から、対象従業員に当社の株式を給付し、その価値を処遇に反映することを目的としております。

① 本制度の概要
本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。
当社は、対象従業員に対し個人の貢献度及び勤続年数等に応じてポイントを付与し、原則として退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。
本制度の導入により、対象従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。
また、本制度は特定の終了日を定めておりません。

② 対象者に取得させる予定の株式総数
将来分も含め本信託が保有する株式数
1,544,850株

③ 本制度による受益者その他の権利を受けることができる者の範囲
対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　会社法第155条第３号及び第７号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
取締役会（2026年７月13日）での決議状況 （取得期間 2026年７月14日～2026年９月30日）	3,000,000	3,500
当事業年度前における取得自己株式	―	―
当事業年度における取得自己株式	3,000,000	2,763
残存決議株式の総数及び価額の総額	―	736
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.0	21.0
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合(%)	0.0	21.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
当事業年度における取得自己株式	11	0
当期間における取得自己株式	―	―

（注）当期間における取得自己株式には、2026年11月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（百万円）	株式数（株）	処分価額の総額（百万円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	1,000,000	921	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他（　―　）	―	―	―	―
保有自己株式数	2,000,251	―	2,000,251	―

（注）１.当期間における保有自己株式数には、2026年11月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。
２.「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式1,764,650株については、上記保有自己株式に含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と財務体質の健全化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定した配当を継続して実施し、連結配当性向50%を目指す方針をとっています。

当社の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としています。会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めています。また、剰余金の配当基準日は、期末配当は８月31日、中間配当は２月末日の年２回のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき１株当たり10円の中間配当を実施済みであり、期末配当は、１株当たり20円（普通配当10円　記念配当10円）の配当を実施することに決定する予定です。この結果、当連結会計年度の配当性向は56.0%となる見込みです。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開に必要な戦略投資等の事業拡大を中心とした資金需要に備えることといたします。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	１株当たり配当額 （円）
2026年４月13日 取締役会決議	938	10.0
2026年11月23日 定時株主総会決議（予定）	1,817	20.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主に対する企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、変化の激しい経営環境の中における企業競争力の強化のため、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針とし、体制を整備し諸施策を実施しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社グループのガバナンス体制は、事業子会社が事業執行機能を担い事業推進に専心する一方で、持株会社である当社の取締役会がグループ全体の経営・監督機能を担うという経営体制を採用しております。また、当社は、2019年11月28日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更を決議し、同日付をもって、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

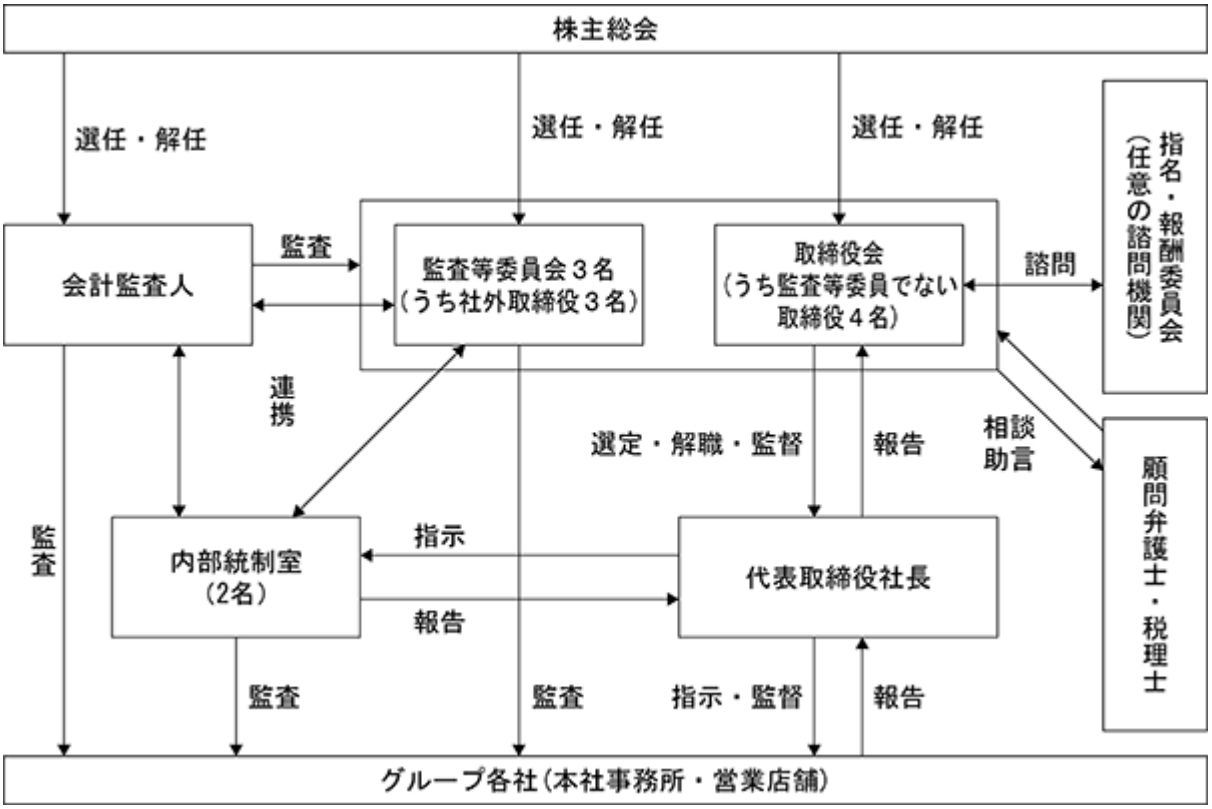
当社取締役会は代表取締役社長 増本 岳を議長として取締役７名（うち社外取締役３名）で構成されています。構成員については、「(2)役員の状況」に記載のとおりです。取締役会は、定例取締役会を毎月１回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。当社グループの経営方針、経営計画、年度予算その他グループ各社の重要な事項に関する意思決定を行うとともに、月次予算統制、月次業務報告その他グループ各社からの重要な業務事項の報告確認により業務執行の監督を行っております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）はグループ各社の取締役を兼務し、各社の事業執行を直接監督するとともに、取締役会の開催場所と開催日を極力合わせて、適確かつ整合性のある迅速な意思決定を可能とする体制を整えております。また、コーポレート・ガバナンスの強化のため、任期を１年に定めております。

当社監査等委員会は、常勤監査等委員 川田　豊和を議長として取締役３名（全員が社外取締役であり、常勤１名、非常勤２名）で構成されています。構成員については、「(2)役員の状況」に記載のとおりです。監査等委員会は、毎月１回の定例監査等委員会の開催のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、社外取締役 山本 禎良が議長を務めています。その他のメンバーは、代表取締役社長 増本 岳、社外取締役 寺石 雅英の３名で構成されています。指名・報酬委員会は、取締役の選任、解任、代表取締役の選任、解任及び取締役の報酬に関して審議を行い、透明性・公正性を確保しております。

提出日現在における会社の機関・内部統制の関係を示す図表は以下の通りです。



ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、当社グループの継続的な企業価値の向上を実現し、株主価値の視点から経営を監督する仕組みを確保する目的で、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社は、社外取締役３名を監査等委員とすることにより、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能を持つ取締役会に対し、外部からの経営の監視機能とコーポレート・ガバナンス機能を強化しております。

③　企業統治に関するその他の事項

・内部統制システム整備の状況

当社は、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第439条の規定に基づき、会社法第362条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条が規定する「内部統制システム」の基本方針を以下のとおり定めております。

１．当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」と記載します）取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループの役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための行動規範を制定して、その周知徹底を図る。

② 当社内部統制室は、「内部統制規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況の監査を行い、その結果については適宜取締役会及び監査等委員会に報告する。

③ 当社は、内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。

２．当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 株主総会、取締役会等の重要な会議の議事並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存する。

② 取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに謄写できる状態を維持する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令または東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従った情報開示に努める。

３．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループの経営に対するあらゆる損失の危険に対処するため「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。

② 当社グループのリスク管理の所管部門は経営管理部とし、当社グループがリスクの発生を把握した場合は経営管理部を通じて速やかに代表取締役もしくは取締役会に報告し、指示により「リスク対策委員会」を設置し、迅速な対応により被害拡大の防止に努める。

４．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は経営上の意思の決定と業務執行の分離、意思決定の迅速化並びに職務権限と責任を明確にするために「関係会社管理規程」等を制定し管理体制を明確にするとともに、グループ会社においては執行役員制度を採用し、「取締役会規程」等諸規程に従って業務を執行する。

② 当社子会社においては、定期的な取締役会、経営会議、ならびに必要に応じてその他会議体を設置するとともに、その規模等に応じて「組織管理規程」「業務分掌規程」等の整備を行わせるものとする。

５．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ.当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

① 当社は当社子会社に対して役職員を派遣し、派遣された者は各々に与えられた職責に従って、子会社の業務の執行、監視・監督または監査を行い、当社取締役に報告する。

ロ.当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社子会社は当社「リスク管理規程」に基づいてリスクマネジメントを行い、予想されるリスクの把握、予防的措置をとり、さらにリスクの発生を把握した場合は速やかに当社グループのリスク管理の所轄部門である経営管理部に報告する。

ハ.当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることの体制

① 当社は「関係会社管理規程」を定めて経営管理のみならず当社子会社との連携、情報共有を密に保ち、また当社グループ経営理念の周知徹底により、当社グループすべての役職員が実践すべき方針、行動基準を明確にする。

ニ.当社子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社子会社の管理は当社経営管理部が担当し、当社子会社の業務執行の状況等を当社に報告させるとともに、改善すべき点があれば適宜指導する。また、当社内部統制室は関連諸規程に基づいて内部監査を実施し、結果については速やかに代表取締役社長に報告する。

６．監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ.監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処する。

② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の意見を尊重する。

ロ.当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 当社グループの役職員は、職務の執行に関する法令または定款違反、不正事実の発見または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告する。また、当社内部統制室は内部監査の状況を監査等委員会に報告する。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告される。

ハ.当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

① 当社グループの役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行状況及び経営に重大な影響を与える重要課題を発見した場合は、迅速かつ適切に監査等委員会に報告する。ただし、内部通報規程に基づいてなされた内部通報のうち、内部通報窓口担当者以外への開示について同意がないものは、この限りではない。

ニ.監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は監査等委員会に報告した当社グループの役職員に対して、通報または報告したことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。

ホ.監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合はその請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。

へ.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員を基本的に社外取締役とすることによってステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、社外取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘して、監査の実効性や有効性を高めるものとする。

② 監査等委員会は、重要課題等について代表取締役社長と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、また会計監査人、当社子会社監査役等との定期的な情報交換を行うものとする。

7．財務報告の信頼性を確保するための体制

① 財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制評価に関する基本方針書」 を定め、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。

8．反社会的勢力排除に向けた体制

① 反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。

② 顧問弁護士並びに外部専門機関との連携による協力体制を構築する。

・リスク管理体制の整備状況について

当社グループは、毎月開催される当社経営会議においてリスク対策及びコンプライアンス対策の検討等を行うこととしており、特に必要と認められる場合は、代表取締役もしくは取締役会の決議により「リスク対策委員会」や「コンプライアンス委員会」を設置し、対策の検討を強化いたします。また、当社及びグループ各社のリスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現させるために、会社組織や業務に係る各種規程等を整備し、その適正な運用を行っております。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、グループ各社の社内規程等・マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。更に、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底のために、グループ各社の各種社内会議および社内研修の場において全ての役員・従業員の意識の高揚を図り、あるべき行動を教育しております。

・取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を８名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役の選任及び解任の決議要件

当社の取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。また解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

・自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものです。

・取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役等が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

・監査等委員との責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項に基づき、監査等委員３名（うち社外取締役３名）との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいた行為に起因して保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及びその会社法上の子会社すべての取締役・社外取締役・監査役・執行役員・管理職立場の従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

・剰余金の配当（中間配当）の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、毎年２月末の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

・取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

氏　　名	開催回数	出席回数
増本　岳	16回	15回
坂本　眞樹	16回	16回
増本　陽子	16回	16回
松田　信也	16回	16回
川田　豊和	16回	16回
山本　禎良	16回	16回
寺石　雅英	16回	15回

取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等の経営上重要な事項、監査・内部統制、リスクマネジメント、コンプライアンスに関する審議及び業務執行状況の監督を行っています。

・指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は任意委員会である指名・報酬委員会を2回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

氏　　名	開催回数	出席回数
山本　禎良（委員長）	2回	2回
増本　岳	2回	2回
寺石　雅英	2回	2回

指名・報酬委員会では、取締役会の諮問を受け、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名、報酬等に関する事項について審議し、答申しております。

なお、当社は、2026年11月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」を提案しています。当該決議が承認可決され、また、当該定時株主総会直後に開催が予定されている取締役会の議案が決議された場合、体制に変更はありません。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a．2026年11月20日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員状況は、以下の通りです。

男性　6名　女性　1名(役員のうち女性の比率　14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長兼グループCEO	増本　岳	1964年６月16日	1988年４月 1989年６月 2005年２月 2005年４月 2010年９月 2011年４月 2011年５月 2015年６月 2017年６月 2018年３月 2018年５月 2018年８月 2018年11月 2019年７月 2019年12月 2020年６月 2020年11月 2021年５月 2021年６月 2021年11月 2024年２月 2025年５月	株式会社日本LCA入社 株式会社ベンチャー・リンク入社 株式会社カーブスジャパン代表取締役社長 同社代表取締役会長兼CEO 当社取締役 株式会社ハイ・スタンダード取締役 当社代表取締役社長（現任） 株式会社コシダカホールディングス執行役員 公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会理事 一般社団法人日本フィットネス産業協会監事 一般財団法人日本ヘルスケア協会(現・公益財団法人日本ヘルスケア協会)理事(現任) Curves International,Inc.　President and CEO(現任) Curves International UK LTD.　Director CFW Asia Management Company Limited Director 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会副会長小売サービス部会長 一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会監事 株式会社カーブスジャパン代表取締役会長(現任) CFW International Management B.V.(現・Curves Europe B.V.) President and CEO(現任) CFW Operations Europe Limited Director(現任) Curves International of Spain, S.A. Director(現任) Curves Operations Italy S.r.l. Director 一般社団法人日本フィットネス産業協会理事 株式会社ハイ・スタンダード代表取締役会長（現任） 筑波大学スマートウエルネスシティ政策開発研究センターアドバイザー(現任) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長 一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会理事(現任) KIMOSCAPE(PTY)LTD Director(現任) 筑波大学大学院スポーツ・ウエルネス都市創生コンソーシアム会長(現任) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会常任理事（現任）	(注)２	5,119,041
取締役	坂本　眞樹	1967年１月20日	1993年３月 1996年３月 2005年３月 2005年４月 2011年５月 2024年11月	株式会社パナリンガ入社 株式会社ベンチャー・リンク入社 株式会社カーブスジャパン出向 同社代表取締役社長 同社取締役社長 株式会社ハイ・スタンダード取締役（現任） 当社取締役（現任） 株式会社カーブスジャパン代表取締役社長(現任)	(注)２	2,081,247
取締役 (注)４	増本　陽子	1973年３月13日	1995年４月 2005年２月 2011年５月 2024年11月	株式会社ベンチャー・リンク入社 株式会社カーブスジャパン出向 同社取締役副社長 当社取締役（現任） 株式会社カーブスジャパン代表取締役副社長(現任)	(注)２	2,081,247

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 管理本部長	松田　信也	1955年11月27日	1980年４月 2011年４月 2014年３月 2018年11月 2019年７月	株式会社高島屋入社 株式会社コシダカホールディングス入社 株式会社カーブスジャパン経営管理部長(現任) 株式会社コシダカホールディングス執行役員 当社管理本部長 当社取締役管理本部長（現任） CFW International Management B.V.(現・Curves Europe B.V.) Director(現任)	(注)２	17,392
取締役 (監査等委員) (注)１	川田　豊和	1960年３月16日	1983年４月 2007年10月 2012年２月 2020年２月 2023年11月	中央信託銀行株式会社（現・三井住友信託銀行株式会社）入社 日本証券代行株式会社入社 株式会社アイ・アール ジャパン入社 株式会社ウィルズ入社 株式会社カーブスジャパン監査役（現任） 株式会社ハイ・スタンダード監査役（現任） 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	(注)３	－
取締役 (監査等委員) (注)１	山本　禎良	1955年５月17日	1978年11月 1992年７月 2000年７月 2017年７月 2017年８月 2018年６月 2018年11月 2019年11月	監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人)入所 同監査法人社員 同監査法人代表社員 山本禎良公認会計士事務所所長（現任） 東亜工業株式会社社外監査役（現任） 株式会社免疫生物研究所社外監査役 公益財団法人東京都防災建築まちづくりセンター監事 当社監査役 株式会社カーブスジャパン監査役 株式会社ハイ・スタンダード監査役 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注)３	－
取締役 (監査等委員) (注)１	寺石　雅英	1961年７月10日	1993年４月 1995年４月 2001年６月 2002年４月 2005年11月 2011年４月 2015年11月 2019年4月 2019年11月 2023年10月	名古屋商科大学商学部助教授 群馬大学社会情報学部助教授 株式会社エスイー社外監査役（現任） 群馬大学社会情報学部教授 株式会社コシダカホールディングス社外監査役 大妻女子大学キャリア教育センター教授（現任） 株式会社コシダカホールディングス社外取締役（監査等委員） 一般社団法人日本営業科学協会理事（現任） 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 株式会社T2社外監査役（現任）	(注)３	－
計						9,298,927

(注)１．監査等委員である取締役　川田豊和、山本禎良及び寺石雅英は、社外取締役です。
２．取締役の任期は、2025年11月24日開催の定時株主総会終結の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までです。
３．監査等委員である取締役の任期は、2025年11月24日開催の定時株主総会終結の時から、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までです。
４．取締役　増本陽子は、代表取締役社長　増本岳の配偶者です。
５．増本岳氏の所有する当社株式の数には、同氏の資産管理会社である株式会社ティーワイエヌが保有する株式数を含めて記載しております。

b．2026年11月23日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」を提案しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員状況は、以下の通りとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容を含めて記載しております。

男性　6名　女性　1名(役員のうち女性の比率　14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長兼グループCEO	増本　岳	1964年６月16日	1988年４月 1989年６月 2005年２月 2005年４月 2010年９月 2011年４月 2011年５月 2015年６月 2017年６月 2018年３月 2018年５月 2018年８月 2018年11月 2019年７月 2019年12月 2020年６月 2020年11月 2021年５月 2021年６月 2021年11月 2024年２月 2025年５月	株式会社日本LCA入社 株式会社ベンチャー・リンク入社 株式会社カーブスジャパン代表取締役社長 同社代表取締役会長兼CEO 当社取締役 株式会社ハイ・スタンダード取締役 当社代表取締役社長（現任） 株式会社コシダカホールディングス執行役員 公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会理事 一般社団法人日本フィットネス産業協会監事 一般財団法人日本ヘルスケア協会(現・公益財団法人日本ヘルスケア協会)理事(現任) Curves International,Inc.　President and CEO(現任) Curves International UK LTD.　Director CFW Asia Management Company Limited Director 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会副会長小売サービス部会長 一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会監事 株式会社カーブスジャパン代表取締役会長(現任) CFW International Management B.V.(現・Curves Europe B.V.) President and CEO(現任) CFW Operations Europe Limited Director(現任) Curves International of Spain, S.A. Director(現任) Curves Operations Italy S.r.l. Director 一般社団法人日本フィットネス産業協会理事 株式会社ハイ・スタンダード代表取締役会長（現任） 筑波大学スマートウエルネスシティ政策開発研究センターアドバイザー(現任) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長 一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会理事(現任) KIMOSCAPE(PTY)LTD Director(現任) 筑波大学大学院スポーツ・ウエルネス都市創生コンソーシアム会長(現任) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会常任理事（現任）	(注)２	5,119,041
取締役	坂本　眞樹	1967年１月20日	1993年３月 1996年３月 2005年３月 2005年４月 2011年５月 2024年11月	株式会社パナリンガ入社 株式会社ベンチャー・リンク入社 株式会社カーブスジャパン出向 同社代表取締役社長 同社取締役社長 株式会社ハイ・スタンダード取締役（現任） 当社取締役（現任） 株式会社カーブスジャパン代表取締役社長(現任)	(注)２	2,081,247
取締役 (注)４	増本　陽子	1973年３月13日	1995年４月 2005年２月 2011年５月 2024年11月	株式会社ベンチャー・リンク入社 株式会社カーブスジャパン出向 同社取締役副社長 当社取締役（現任） 株式会社カーブスジャパン代表取締役副社長(現任)	(注)２	2,081,247

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 管理本部長	中川　昌史	1972年１月27日	1991年12月 2003年７月 2006年10月 2016年１月 2026年１月 2026年11月	緒方税理士事務所入社 株式会社JIMOS入社 株式会社サイバードホールディングス転籍 株式会社ナック転籍 当社入社 当社管理本部副本部長 当社取締役管理本部長（現任）	(注)２	―
取締役 (監査等委員) (注)１	川田　豊和	1960年３月16日	1983年４月 2007年10月 2012年２月 2020年２月 2023年11月	中央信託銀行株式会社（現・三井住友信託銀行株式会社）入社 日本証券代行株式会社入社 株式会社アイ・アール ジャパン入社 株式会社ウィルズ入社 株式会社カーブスジャパン監査役（現任） 株式会社ハイ・スタンダード監査役（現任） 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	(注)３	―
取締役 (監査等委員) (注)１	山本　禎良	1955年５月17日	1978年11月 1992年７月 2000年７月 2017年７月 2017年８月 2018年６月 2018年11月 2019年11月	監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人)入所 同監査法人社員 同監査法人代表社員 山本禎良公認会計士事務所所長（現任） 東亜工業株式会社社外監査役（現任） 株式会社免疫生物研究所社外監査役 公益財団法人東京都防災建築まちづくりセンター監事 当社監査役 株式会社カーブスジャパン監査役 株式会社ハイ・スタンダード監査役 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注)３	―
取締役 (監査等委員) (注)１	寺石　雅英	1961年７月10日	1993年４月 1995年４月 2001年６月 2002年４月 2005年11月 2011年４月 2015年11月 2019年4月 2019年11月 2023年10月	名古屋商科大学商学部助教授 群馬大学社会情報学部助教授 株式会社エスイー社外監査役（現任） 群馬大学社会情報学部教授 株式会社コシダカホールディングス社外監査役 大妻女子大学キャリア教育センター教授（現任） 株式会社コシダカホールディングス社外取締役（監査等委員） 一般社団法人日本営業科学協会理事（現任） 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 株式会社T2社外監査役（現任）	(注)３	―
計						9,281,535

(注)１．監査等委員である取締役　川田豊和、山本禎良及び寺石雅英は、社外取締役です。
２．取締役の任期は、2026年11月23日開催の定時株主総会終結の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までです。
３．監査等委員である取締役の任期は、2025年11月24日開催の定時株主総会終結の時から、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までです。
４．取締役　増本陽子は、代表取締役社長　増本岳の配偶者です。
５．増本岳氏の所有する当社株式の数には、同氏の資産管理会社である株式会社ティーワイエヌが保有する株式数を含めて記載しております。

② 社外役員の状況

当社は企業統治において、社外取締役の専門的かつ客観的な視点や、意見具申は有用であると考えております。社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を明文化したものはありませんが、独立性の判断につきましては、金融商品取引所の定める独立性基準を参考に選定しております。また、社外取締役の選定にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営における豊富な経験と高い見識を重視しており、金融商品取引所の定める独立役員の資格を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れのない者を選定しております。

また、社外取締役３名と当社との間に、人的関係、資本的関係またはその他利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の川田豊和氏は、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係が無く、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富な経験と経営管理の幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、常勤の監査等委員長として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。

社外取締役（監査等委員）の山本禎良氏は、当社との人的関係、資本的関係またはその他利害関係が無く、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、監査等委員として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。

社外取締役（監査等委員）の寺石雅英氏は、当社との人的関係、資本的関係またはその他利害関係が無く、大学教授として会社経営の先端的研究に携わり、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、監査等委員として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査人監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員は全員社外取締役です。監査等委員会と内部統制部門、監査等委員会と会計監査人の間では、定期的な情報交換会等によって連携を図っております。具体的には、監査計画の擦り合わせや作業分担の確認や情報交換等を行い、効率的で適切な監査業務の実施に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 内部監査及び監査等委員会による監査の状況

当社は、専任スタッフ２名の人員で構成する代表取締役社長直轄の内部統制室を設置しております。内部統制室は事業年度初頭に年間の内部監査計画及び内部統制評価に関わる監査計画を作成し、その計画に基づき、グループ各社の業務が各社の定める社内規程等またはマニュアルに従って行われているか、効率的な業務運営が行われているか及びコンプライアンスが遵守されているかなどについて、全部門を対象に監査を行い、監査内容、監査結果及び問題点の改善状況が都度社長に報告されております。

内部監査の実効性を確保する取組として、内部監査の監査対象範囲及び手続等について代表取締役社長や監査等委員会と協議を重ね、その相当性を検証したうえで計画策定し、内部監査の実施状況及び結果につき、代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に対して定期的及び必要に応じ適宜報告を行っております。また、会計監査人とも適宜連携・調整を図っております。被監査部門に対しては、監査結果をフィードバックし、改善事項の指摘及び指導に対し、改善方針等を報告させております。

当社の監査等委員は当社の取締役会に出席し必要に応じ発言するだけでなく、必要に応じてグループ各社の取締役会その他重要な会議にも適宜参加し、重要な経営の意思決定及び業務執行に係る各種社内報告及び稟議の内容調査を行うとともに、グループ各社の営業店舗への往査などを通じて、取締役による業務執行を多面的に監査しております。

また、監査等委員会は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受けると共に、質疑応答・意見交換など定期的な打ち合わせを行い、相互連携を図っております。さらに、内部統制室と相互に連携を図りながら各種監査を実施すると共に、会計監査人との打合せに内部統制室も同席の上情報共有を図ることにより、三様監査の手法により連携を深め監査の実効を挙げるよう努めております。

当事業年度において当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりです。

氏　　名	開催回数	出席回数
川田　豊和	14回	14回
山本　禎良	14回	14回
寺石　雅英	14回	14回

監査等委員会の主な検討事項は、監査方針、監査計画の策定やグループ各社の内部統制システムの整備、運用状況、会計監査人の監査方法及び結果の妥当性等となります。

常勤の監査等委員の活動は、取締役会等会議への出席の他、取締役及び各部署長等とのコミュニケーション、内部監査立ち合い、監査法人との意見交換等により日常的な情報収集を行い、監査等委員会や日常のコミュニケーションを通じ非常勤監査等委員へ報告し、情報共有を図っております。

② 会計監査の状況

a．監査法人の名称

三優監査法人

b．継続監査期間

２年間

c．業務を執行した公認会計士

山本　公太

森田　聡

d．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　９名　その他　３名

e．監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定においては、当期の監査法人の監査計画・体制や報酬について過年度の実績と比較し、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、法令遵守状況等を総合的に検討し、判断することとしております。また、監査等委員会は、会社法第340条第１項各号に定める事由の発生による会計監査人の解任ほか、会計監査人においてその適格性又は独立性を害する事由等の発生により適正な監査の遂行が困難となり当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じたと認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。監査等委員会による会計監査人の評価はf．監査等委員会による監査法人の評価に記載のとおりであり、解任又は不再任の基準には該当しないものと判断し選定しております。

f．監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、専門性、品質管理体制、監査チームの独立性、監査体制、監査計画の内容及び実施状況、会計監査の職務遂行状況が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、総合的に評価しております。その結果、三優監査法人を適任と判断しております。

g．監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第16期(自　2023年９月１日　至　2024年８月31日)　ひびき監査法人

第17期(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)　三優監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

① 選任する監査公認会計士等の名称

三優監査法人

② 退任する監査公認会計士等の名称

ひびき監査法人

(2) 異動の年月日

2024年11月26日（第16回定時株主総会開催）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2019年11月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近３年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるひびき監査法人は2024年11月26日開催予定の第16回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現会計監査人の監査は適切に行われていると考えておりますが、当社が株式会社コシダカホールディングスの連結子会社であった2018年８月期より監査継続年数が７年となることなどを踏まえ、監査等委員会において、会計監査人交代を視野に複数の監査法人を比較検討いたしました。海外ネットワークを有する国際ファームであり、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制、グローバル監査体制等について総合的に勘案し、新たに三優監査法人を当社の会計監査人候補者に選定するものです。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

① 退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見は無い旨の回答を得ております。

② 監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

③ 監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	30	―	33	―
連結子会社	―	―	―	―
計	30	―	33	―

(注) 上記「監査証明業務に基づく報酬」のほか、当連結会計年度において、前連結会計年度の監査に係る追加報酬９百万円を支払っております。

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	―	―	―	―
連結子会社	―	2	―	16
計	―	2	―	16

(注) 当社の連結子会社であるCurves Europe B.V.において、同一ネットワークに属するBDO Accountancy, Tax & Legal B.V.から税務アドバイザリーサービスを受けております。なお、当該業務は監査業務と明確に区分され、独立性を損なうものではありません。

c．監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

e．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査計画及び業務の特性等を勘案し、監査等委員会の同意を得て取締役会で決議し決定いたします。

f．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりとなります。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議によります。

①基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。以下、断りがない限り同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう基本報酬と非金銭報酬としての株式報酬を組み合わせた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の役位、職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案して、基本報酬と株式報酬を合わせた報酬総額を決定することを基本方針とする。

②取締役の個人別の基本報酬及び非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

①の基本方針に基づき、各取締役の役位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し決定された報酬総額の90%相当額を基本報酬（金銭報酬）として支給し、10%相当額を非金銭報酬として役員株式給付規程により当社株式及び一定割合の金銭にて支給する。

なお、基本報酬（金銭報酬）は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で支給する。

③報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）は、在任中に毎月定期的に支払う。株式報酬は、各事業年度の定時株主総会の日をもってポイントを付与し、ポイント付与後3年を経過した日もしくは退任する日に給付を受ける権利が確定する。ただし、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととする。

④取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2019年11月28日開催の第11回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年11月28日開催の第11回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

なお、2021年11月25日開催の第13回定時株主総会において、取締役に対する株式報酬制度の導入について決議いただいております。

⑤報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

a.委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当

代表取締役社長

b.委任する権限の内容

②において決定される個人別の報酬総額案

c.権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

独立社外取締役が過半数で構成される諮問機関である指名・報酬委員会にて、報酬水準等審議を実施し、可決した案を監査等委員会の同意を得て取締役会に付議する。取締役会は付議された案について審議のうえ代表取締役が報酬総額の決定を行う。

⑥報酬等の内容の決定方法（⑤の事項を除く）

該当なし

⑦その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当なし

⑧役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

2026年８月期における当社取締役及び監査等委員に対する報酬は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	210	192	-	18	4
監査等委員(社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
社外取締役	22	22	-	-	3

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の支給額には、業績連動報酬は採用していないため含まれておりません。
３．取締役会は代表取締役社長増本岳氏に対し、指名・報酬委員会で可決し監査等委員会の同意を得たうえで取締役会にて決定した範囲において、各取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬総額の決定を委任しております。
委任している理由は、当社グループ全体の業績を勘案しつつ、各取締役（監査等委員を除く）の担当業務や職務状況の評価を行うには代表取締役社長が適切であると判断しているためです。
４．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会に諮問し、その審議・可決を経たうえで監査等委員会の同意を得ているため、取締役会は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑨役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑩使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

重要なものはありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

① 人材戦略

当社グループは、「病気と介護の不安と孤独のない生きるエネルギーがあふれる社会をつくる」という事業目的の実現に向けて、人材を最も重要な経営資源の一つと位置付けています。

グループが掲げる「カーブスグループ中期ビジョン2030年・2035年」の達成と、持続的な企業価値向上を実現するためには、従業員一人ひとりが高い専門性を持ち、お客様の健康課題の解決に寄り添うことが不可欠です。そのため、当社グループでは創業時より「女性が輝く職場No.1」を目指し、働きやすさと働きがいを両立する「やりがいホワイト（高い「やりがい」×好待遇）」の実現を人材戦略の最重要テーマとして推進しています。

フランチャイズの加盟店も含めた待遇向上、特に給与水準のアップや労働時間の削減をこの数年間計画的に進めてきた結果、優秀な人材の採用競争力向上と定着率の改善につなげてきました。今後さらに、労働生産性の向上を図り継続的な待遇改善を進め、強みである「人の役に立つやりがいある仕事」に磨きをかけ、優秀な人材が高いパフォーマンスを発揮できる「やりがいホワイトな職場づくり」を一層強化し、接客サービス業No.1の状態を作っていけるよう全チェーンを挙げて取り組んで参ります。

なお、人材の多様性の確保を含む人材育成方針や社内環境整備方針等の詳細、および関連する指標と目標につきましては、「第２ 事業の状況 ２ サステナビリティに関する考え方及び取組」をご参照ください。

② 従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針

当社および連結子会社のうち当事業年度において従業員数が最も多い株式会社カーブスジャパンでは、事業戦略の実現に向けた従業員の意欲向上と、優秀な人材の確保・定着を図るため、以下の基本方針に基づいて給与その他の給付を決定しております。

・実力主義に基づく公平・公正な評価と処遇

ジェンダーや人種等に関わらず、一人ひとりの発揮能力と成果によって給与・役職が決まる公平・公正な実力主義人事制度を運用しております。各職務に求められる発揮能力を定義した判定基準を設け、半年に1回の自己評価および上司による人事考課を実施し、その結果を基本給および賞与等の金銭報酬に連動させております。

・事業成長の成果還元と「やりがいホワイト」の推進

採用市場の動向や物価の変動等の外部環境に加え、業績の状況を総合的に勘案し、従業員が安心して長く働き続けられるよう継続的なベースアップを実施しております。当事業年度におきましても、月会費の価格改定等により得られた収益を原資として、従業員の賃金引き上げや働きやすさの改善等、待遇向上に積極的に投資しております。

・中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ（株式報酬・ストック・オプション）

金銭報酬に加え、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、従業員に対する「株式給付信託（J-ESOP）」を導入し、個人の貢献度や勤続年数等に応じたポイント付与を通じて当社の株式等を給付しております。

さらに、当事業年度（2026年4月）においては、「カーブスグループ中期ビジョン2030年・2035年」の達成に向けた当社グループの結束力と役職員の士気をより一層高めることを目的として、当社および当社子会社の従業員等を対象とした「有償ストック・オプション（第2回新株予約権）」および「税制適格ストック・オプション（第3回新株予約権）」を発行いたしました。特に第2回新株予約権においては、中期的な目標である連結営業利益100億円および120億円の達成を権利行使の条件として設定しており、会社の業績目標（パーパス）と従業員の処遇を強く連動させる報酬体系を構築しております。

（※本新株予約権の詳細につきましては、「１ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」をご参照ください。）

(2) 【従業員の状況】

① 連結会社の状況

2026年８月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
カーブス事業	627(133)
合計	627(133)

(注) １．従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の2026年８月末時点の人数です。
２．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 提出会社の状況

2026年８月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
33	37.2	6.4	6,672	6.3

(注) １．臨時従業員数については、従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金のほか、株式報酬費用を含んでおります。
３．当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載しておりません。

③ 最大人員会社の状況

当事業年度における従業員数が最も多い会社

a. ㈱カーブスジャパン

2026年８月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
302(39)	35.4	8.1	6,365	0.7

(注) １．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金のほか、株式報酬費用を含んでおります。
３．平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与の算定には、臨時従業員を含んでおりません。

当事業年度における従業員数がその次に多い会社

b. ㈱ハイ・スタンダード

2026年８月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
263(94)	35.2	5.9	4,422	4.0

(注) １．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与の算定には、臨時従業員を含んでおりません。

④ 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

⑤ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

a. 提出会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づく公表を行っていないため、記載を省略しております。

b. 主要な連結子会社

名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(注１)	男性労働者の育児休業取得率(注２)	労働者の男女の賃金の額の差異		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者(注３)
㈱カーブスジャパン	62.5%	66.7%	85.0%	89.3%	110.9%

(注) １．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出しております。
２．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出しております。
３．非正規雇用労働者については、正規雇用労働者の平均所定時間をもとに人員数の換算を行っております。
４．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではない連結子会社については、記載を省略しております。
５．当連結会計年度における株式会社カーブスジャパンの男性労働者の育児休業取得者数は2名です。

〈開示情報に対する補足説明〉

当社グループでは、ジェンダー、人種などに関わらず、一人一人の従業員の実力（発揮能力）によって給与・役職などが決まる独自の公平公正な実力主義人事制度を構築し運用をしています。すなわち、男女の性別に関わらず同一の賃金制度を適用しており、また、人事評価に関しても男女共通の基準で実施しており、人事制度上の男女間の差異は設けておりません。労働者の男女の賃金の差異が発生している主要な要因は以下によります。

・多様な働き方としての非正規雇用労働者の賃金の額が正規雇用労働者と比較して低く、非正規雇用労働者のほぼ全員が女性であること
・産前産後休暇、育児休業の取得や育児短時間勤務等の多様な働き方を選択した従業員が多く、その女性の割合が高いこと

当連結会計年度末時点における女性労働者の割合（㈱カーブスジャパン）

	女性割合
全労働者	70.7%
正規雇用労働者	67.2%
非正規雇用労働者	97.4%

労働者を職責別に区分し、かつ、当期内において産前産後休暇、育児休業、育児短時間勤務制度の利用者を比較対象から除いた労働者の男女の賃金の差異は以下の通りとなります。

	労働者の男女の賃金の額の差異			
名称	全労働者	管理監督者	その他社員	非正規雇用労働者
㈱カーブスジャパン	81.0%	102.5%	97.7%	110.2%

第５ 【経理の状況】

１ 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度(2025年９月１日から2026年８月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年９月１日から2026年８月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

３ 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制の整備を行うように取り組んでおります。さらに、専門的情報を有する団体等が主催する各種セミナー等に参加することにより、会計基準等の内容を適切に把握することに努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,703	8,743
受取手形及び売掛金	※1 5,592	※1 6,698
商品	1,373	1,497
原材料及び貯蔵品	370	436
その他	990	920
貸倒引当金	△114	△137
流動資産合計	16,916	18,158
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	782	839
減価償却累計額	△426	△444
建物及び構築物（純額）	356	395
工具、器具及び備品	1,079	1,096
減価償却累計額	△839	△880
工具、器具及び備品（純額）	240	216
その他	24	85
減価償却累計額	△18	△41
その他（純額）	6	44
有形固定資産合計	602	656
無形固定資産		
のれん	1,347	1,387
商標権	17,375	17,956
ソフトウエア	1,654	1,530
その他	1	4
無形固定資産合計	20,379	20,879
投資その他の資産		
敷金及び保証金	340	345
繰延税金資産	854	983
その他	※2 120	※2 106
貸倒引当金	△8	△9
投資その他の資産合計	1,307	1,425
固定資産合計	22,288	22,961
資産合計	39,205	41,119

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,671	3,546
1年内返済予定の長期借入金	※3 2,040	※3 1,954
未払金	815	794
未払費用	402	375
未払法人税等	1,346	1,477
契約負債	522	522
賞与引当金	480	462
ポイント引当金	179	168
株主優待引当金	28	159
預り金	2,698	3,062
その他	265	237
流動負債合計	11,451	12,762
固定負債		
長期借入金	※3 3,334	※3 1,380
株式給付引当金	384	422
繰延税金負債	3,706	3,733
資産除去債務	167	170
その他	-	24
固定負債合計	7,593	5,730
負債合計	19,045	18,492
純資産の部		
株主資本		
資本金	848	848
資本剰余金	828	828
利益剰余金	15,434	17,639
自己株式	△1,244	△3,065
株主資本合計	15,866	16,250
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	4,293	6,306
その他の包括利益累計額合計	4,293	6,306
新株予約権	-	70
純資産合計	20,160	22,626
負債純資産合計	39,205	41,119

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当連結会計年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
売上高	※1 37,566	※1 43,387
売上原価	※2 21,517	※2 25,056
売上総利益	16,048	18,331
販売費及び一般管理費	※3,※4 9,706	※3,※4 10,576
営業利益	6,342	7,755
営業外収益		
受取利息及び配当金	6	12
為替差益	162	-
受取補償金	20	-
その他	17	18
営業外収益合計	206	31
営業外費用		
支払利息	61	59
為替差損	-	139
その他	5	14
営業外費用合計	66	213
経常利益	6,481	7,573
特別利益		
受取立退料	-	72
特別利益合計	-	72
特別損失		
固定資産除却損	※5 14	※5 8
特別損失合計	14	8
税金等調整前当期純利益	6,467	7,637
法人税、住民税及び事業税	2,590	3,266
法人税等調整額	△426	△538
法人税等合計	2,163	2,728
当期純利益	4,303	4,908
親会社株主に帰属する当期純利益	4,303	4,908

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当連結会計年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
当期純利益	4,303	4,908
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△1,957	2,012
その他の包括利益合計	※1 △1,957	※1 2,012
包括利益	2,345	6,921
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	2,345	6,921
非支配株主に係る包括利益	-	-

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	848	828	12,726	△1,245	13,158
当期変動額					
剰余金の配当			△1,595		△1,595
親会社株主に帰属する当期純利益			4,303		4,303
自己株式の取得				△0	△0
株式給付信託による自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,707	0	2,708
当期末残高	848	828	15,434	△1,244	15,866

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	6,251	6,251	19,409
当期変動額			
剰余金の配当			△1,595
親会社株主に帰属する当期純利益			4,303
自己株式の取得			△0
株式給付信託による自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,957	△1,957	△1,957
当期変動額合計	△1,957	△1,957	750
当期末残高	4,293	4,293	20,160

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	848	828	15,434	△1,244	15,866
当期変動額					
剰余金の配当			△1,783		△1,783
新株予約権の発行					-
親会社株主に帰属する当期純利益			4,908		4,908
自己株式の取得				△2,763	△2,763
株式給付信託による自己株式の処分				21	21
自己株式の消却			△921	921	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,204	△1,820	383
当期末残高	848	828	17,639	△3,065	16,250

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,293	4,293	-	20,160
当期変動額				
剰余金の配当				△1,783
新株予約権の発行			70	70
親会社株主に帰属する当期純利益				4,908
自己株式の取得				△2,763
株式給付信託による自己株式の処分				21
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,012	2,012	-	2,012
当期変動額合計	2,012	2,012	70	2,466
当期末残高	6,306	6,306	70	22,626

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当連結会計年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,467	7,637
減価償却費	720	810
のれん償却額	112	115
商標権償却額	1,410	1,454
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△37	12
賞与引当金の増減額（△は減少）	99	△21
株式給付引当金の増減額（△は減少）	58	37
株式報酬費用	-	20
受取利息及び受取配当金	△6	△12
支払利息	61	59
為替差損益（△は益）	△162	98
固定資産除却損	14	8
売上債権の増減額（△は増加）	△519	△1,051
棚卸資産の増減額（△は増加）	△315	△171
前払費用の増減額（△は増加）	△16	△86
仕入債務の増減額（△は減少）	341	861
未払金の増減額（△は減少）	△231	118
未払費用の増減額（△は減少）	28	△30
その他	703	385
小計	8,730	10,247
利息及び配当金の受取額	6	12
利息の支払額	△60	△57
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△2,463	△2,996
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,211	7,206
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△151	△317
無形固定資産の取得による支出	△543	△478
長期前払費用の取得による支出	△16	△26
敷金及び保証金の差入による支出	△11	△13
敷金及び保証金の回収による収入	1	8
その他	△7	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△727	△826
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△3,290	△2,040
新株予約権の発行による収入	-	49
自己株式の取得による支出	△0	△2,763
リース債務の返済による支出	△6	-
配当金の支払額	△1,595	△1,783
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,892	△6,537
現金及び現金同等物に係る換算差額	△209	173
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	381	15
現金及び現金同等物の期首残高	8,002	8,383
現金及び現金同等物の期末残高	※1 8,383	※1 8,399

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　7社

(1) 連結子会社の名称

(株)カーブスジャパン
(株)ハイ・スタンダード
Curves International, Inc.
Curves Europe B.V.
CFW Operations Europe Limited
Curves International of Spain, S.A.
KIMOSCAPE (PTY) LTD

(2) 非連結子会社の数　2社

非連結子会社の名称

Female Fitness (Louth) Limited
Female Fitness (Dublin) Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

2　持分法の適用に関する事項

持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社

Female Fitness (Louth) Limited
Female Fitness (Dublin) Limited

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社は、連結会社との取引高相殺消去後の当期純損益及び利益剰余金については、連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、Curves International, Inc.、Curves Europe B.V.、CFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.、KIMOSCAPE (PTY) LTD を除き、連結決算日と一致しております。なお、Curves International, Inc.、Curves Europe B.V.、CFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.、KIMOSCAPE (PTY) LTD は6月30日を決算日としております。連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	３～16年
工具、器具及び備品	２～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。商標権については20年間の定額法により償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

プロテイン等購入者に付与した販売物とは関連性のないグッズ等と交換できるポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ 株式給付引当金

株式給付規程及び役員株式給付規程に基づく従業員及び役員に対する当社株式の給付に備えるため、従業員及び役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益の計上基準

① 加盟金収入

フランチャイズ加盟契約に基づき、国内フランチャイジーに対する「Curves」の名称等に関する商標等の使用の許諾を履行義務としており、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、対価については、契約時に一括して受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債として計上しております。

② ロイヤルティ収入

フランチャイズ加盟契約に基づき、国内フランチャイジーに対するカーブス等の店舗の運営の許諾等を履行義務としており、毎月履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね１ヶ月以内に受領しております。

③ 会員向け物販収入

顧客からの発注に基づき、顧客に対する商品の引渡を履行義務としており、商品を顧客に引き渡した時点で当該商品の支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね２ヶ月以内に受領しております。

④　直営事業収入

会員からの入会申込に基づき、会員に対するカーブスの店舗の利用の許諾等を履行義務としており、毎月履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。

なお、対価については、履行義務が充足される月内に受領しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主に20年間の定額法により償却を行っております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（のれん及び商標権の減損の兆候に関する判断）

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

科目	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん（百万円）	1,347	1,387
商標権（百万円）	17,375	17,956

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

上記ののれん及び商標権は、主に2018年８月期においてCurves International，Inc.を取得した際に生じたものです。

のれん及び商標権は、主に20年間にわたって均等償却されますが、業績が事業計画通りに進捗せずに悪化した場合や、経営環境や市場環境が著しく悪化しているような場合には、減損の兆候があると判断し、減損損失が計上される可能性があります。

当連結会計年度において、事業計画に重要な指標を設定して、事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、事業計画の実現可能性を検討するとともに、のれん及び商標権の取得時に見込んでいた超過収益力の毀損の有無を慎重に評価しております。

事業計画は、複数の仮定を使用しており、当該仮定は経営環境や市場環境の変化等により不確実性を伴い、これらの経営者による判断が翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれん及び商標権の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年１月９日　企業会計基準委員会）

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年１月９日　企業会計基準委員会

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(1) 取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2021年11月25日開催の株主総会において決議され、2022年１月31日より、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員をあわせて「対象役員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度の導入に際し制定した「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした対象役員に対し当社株式を給付する仕組みです。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は本制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末173百万円、250千株、当連結会計年度末152百万円、219千株です。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2021年10月18日開催の取締役会決議に基づき、2022年１月31日より、当社の従業員及び当社の子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度の導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした対象従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は本制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末1,071百万円、1,545千株、当連結会計年度末1,070百万円、1,544千株です。

(連結貸借対照表関係)

※１　受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ次のとおりです。

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
受取手形	5百万円	―百万円
売掛金	5,587	6,698

※２　非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
投資その他の資産　その他（株式）	0百万円	0百万円

※３　財務制限条項

前連結会計年度(2025年８月31日)

当社の株式会社三菱ＵＦＪ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日2018年３月26日、2025年８月31日現在の借入残高5,060百万円）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

①　本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

②　本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を２期連続赤字としない。

③　本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債（当該貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「１年以内返済予定長期借入金」、「社債」、「１年以内償還予定社債」、「新株予約権付社債」、「１年以内償還予定新株予約権付社債」、「コマーシャルペーパー」及び「割引手形」をいう。）の合計金額から、「現金及び預金」の金額を控除した金額を、当該決算期の末日における連結の損益計算書における「営業損益」、「減価償却費」及び「のれん償却費」の合計金額で除した数値を４以下にそれぞれ維持する。

④　本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、各保証人に対する議決権割合を100%(間接保有の場合を含む。)に維持する。

当連結会計年度(2026年８月31日)

当社の株式会社三菱ＵＦＪ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日2018年３月26日、2026年８月31日現在の借入残高3,220百万円）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

①　本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

②　本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を２期連続赤字としない。

③　本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債（当該貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「１年以内返済予定長期借入金」、「社債」、「１年以内償還予定社債」、「新株予約権付社債」、「１年以内償還予定新株予約権付社債」、「コマーシャルペーパー」及び「割引手形」をいう。）の合計金額から、「現金及び預金」の金額を控除した金額を、当該決算期の末日における連結の損益計算書における「営業損益」、「減価償却費」及び「のれん償却費」の合計金額で除した数値を４以下にそれぞれ維持する。

④　本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、各保証人に対する議決権割合を100%(間接保有の場合を含む。)に維持する。

(連結損益計算書関係)

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結財務諸表　注記事項（収益認識関係）　(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
	66百万円	4百万円

※３　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
従業員給与	1,914百万円	2,063百万円
賞与引当金繰入額	592	601
貸倒引当金繰入額	59	16
商標権償却	1,410	1,454
株主優待引当金繰入額	28	159
ポイント引当金繰入額	46	42
広告宣伝費	1,448	1,694
株式給付引当金繰入額	58	64

※４　研究開発費の総額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
	34百万円	62百万円

※５　固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
建物及び構築物	10百万円	4百万円
工具、器具及び備品	0	2
ソフトウエア	3	2
計	14	8

(連結包括利益計算書関係)

※１　その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△1,957百万円	2,012百万円
組替調整額	―	―
法人税等及び税効果調整前合計	△1,957	2,012
法人税等及び税効果額	―	―
為替換算調整勘定	△1,957	2,012
その他の包括利益合計	△1,957	2,012

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	93,857,493	―	―	93,857,493

２　自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,797,434	56	1,280	1,796,210

（注）当連結会計年度期首及び当連結会計年度期末の自己株式数には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式1,795,970株含まれています。

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取りによる増加　56株

株式給付信託の給付による減少　1,280株

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月26日 定時株主総会	普通株式	844	9.0	2024年８月31日	2024年11月27日
2025年４月14日 取締役会	普通株式	750	8.0	2025年２月28日	2025年５月12日

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有している当社株式に対する配当金を以下のとおり含めております。

2024年11月26日定時株主総会決議に基づく配当金　16百万円

2025年４月14日取締役会決議に基づく配当金　14百万円

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	844	9.0	2025年８月31日	2025年11月25日

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有している当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	93,857,493	―	1,000,000	92,857,493

（変動事由の概要）

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少　1,000,000株

２　自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,796,210	3,000,011	1,031,320	3,764,901

（注）当連結会計年度期首及び当連結会計年度期末の自己株式数には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式1,764,650株含まれています。

（変動事由の概要）

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加　3,000,000株

単元未満株式の買取りによる増加　11株

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少　1,000,000株

株式給付信託の給付による減少　31,320株

３　新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第２回新株予約権（ストック・オプション）	普通株式	―	―	―	―	66
	第３回新株予約権（ストック・オプション）	普通株式	―	―	―	―	3
合計			―	―	―	―	70

（注）第２回及び第３回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月24日定時株主総会	普通株式	844	9.0	2025年８月31日	2025年11月25日
2026年４月13日取締役会	普通株式	938	10.0	2026年２月28日	2026年５月13日

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有している当社株式に対する配当金を以下のとおり含めております。

2025年11月24日定時株主総会決議に基づく配当金　16百万円

2026年４月13日取締役会決議に基づく配当金　17百万円

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月23日定時株主総会（予定）	普通株式	利益剰余金	1,817	20.0	2026年８月31日	2026年11月24日

（注）１．配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有している当社株式に対する配当金35百万円が含まれております。

２．2026年11月23日定時株主総会決議による１株当たり配当額には、記念配当10円00銭を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
現金及び預金	8,703百万円	8,743百万円
信託預金	△319	△343
現金及び現金同等物	8,383	8,399

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
１年内	176百万円	203百万円
１年超	398百万円	427百万円
合計	574百万円	630百万円

(金融商品関係)

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、また、資金調達につきましては、主に銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクまたは取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理方針に従い、顧客または取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な顧客または取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て１年以内の支払期日です。

未払金、預り金は全て１年以内の支払期日です。

敷金及び保証金は、主として本社及び店舗の賃貸借契約における保証金であり、賃借先の信用リスクに晒されておりますが、契約時に信用リスクの確認を行い、当該リスクの低減を図っております。

長期借入金は主に子会社の買収資金調達を目的としたものです。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰表を作成するなどの方法により実績管理しております。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2025年８月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
敷金及び保証金	340	324	△16
長期借入金（*2）（*3）	(5,375)	(5,375)	－

(＊１)負債に計上されているものにつきましては( )で示しております。
(＊２)１年内返済予定の長期借入金を含めております。
(＊３)「長期借入金」は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

当連結会計年度(2026年８月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
敷金及び保証金	345	322	△22
長期借入金（*2）（*3）	(3,334)	(3,334)	－

(＊１)負債に計上されているものにつきましては( )で示しております。
(＊２)１年内返済予定の長期借入金を含めております。
(＊３)「長期借入金」は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

(注１)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年８月31日)

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,703	―	―	―
受取手形及び売掛金	5,592	―	―	―
敷金及び保証金	―	―	―	340

当連結会計年度(2026年８月31日)

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,743	―	―	―
受取手形及び売掛金	6,698	―	―	―
敷金及び保証金	―	―	―	345

(注２) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年８月31日)

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	2,040	1,954	1,380	―	―	―

当連結会計年度(2026年８月31日)

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	1,954	1,380	―	―	―	―

３　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2025年８月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年８月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2025年８月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	―	324	―	324
資産計	―	324	―	324
長期借入金	―	5,375	―	5,375
負債計	―	5,375	―	5,375

当連結会計年度(2026年８月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	―	322	―	322
資産計	―	322	―	322
長期借入金	―	3,334	―	3,334
負債計	―	3,334	―	3,334

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、長期借入金が変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
販売費及び一般管理費	― 百万円	20 百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権	第３回新株予約権
決議年月日	2026年４月13日	2026年４月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び従業員12名 当社子会社従業員107名	当社従業員13名 当社子会社従業員160名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　1,666,000株	普通株式　258,000株
付与日	2026年７月１日	2026年７月１日
権利確定条件	「第一部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況　①ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	
新株予約権の行使期間	2031年１月１日から 2043年12月31日まで	2031年１月１日から 2036年４月13日まで

（注）１．株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年８月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第２回新株予約権	第３回新株予約権
権利確定前（株）		
期首	―	―
付与	1,666,000	258,000
失効	―	―
権利確定	―	―
未確定残	1,666,000	258,000
権利確定後（株）		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

②単価情報

	第２回新株予約権	第３回新株予約権
権利行使価格　　（円）	779	779
行使時平均株価　　（円）	―	―
付与日における公正な評価単価（円）　（注）	ア：364 イ：392	334

（注）第２回新株予約権は段階的行使条件が設定されていることから、当該条件に合わせて予想残存期間の異なる２種類の公正な評価単価を記載しております。

３．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法　ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積り方法

		第２回新株予約権	第３回新株予約権
株価変動性	(注)１	34.37%	34.37%
予想残存期間	(注)２、５	ア：９年６ヶ月 イ：12年６ヶ月	７年１ヶ月
予想配当	(注)３	17円/株	17円/株
無リスク利子率	(注)４、５	ア：2.618% イ：3.016%	2.274%

（注）１．2020年３月２日（上場日）から2026年７月１日までの株価実績に基づき算定しております。
２．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
３．2025年８月期の配当実績に基づき算定しております。
４．予想残存期間に対応する国債の利回りで算定しております。
５．第２回新株予約権は段階的行使条件が設定されていることから、当該条件に合わせて予想残存期間をそれぞれ見積もっており、無リスク利子率についてもそれぞれの予想残存期間に対応する数値を記載しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	123百万円	144百万円
賞与引当金	156	153
貸倒引当金	13	19
未払法定福利費	22	22
棚卸資産評価損	38	24
繰越欠損金（注）	298	422
資産除去債務	52	51
子会社株式の取得関連費用	162	162
株式給付引当金	110	124
ポイント引当金	62	59
未確定債務	218	309
その他	190	207
繰延税金資産小計	1,450	1,703
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△298	△422
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△260	△230
評価性引当額	△558	△653
繰延税金資産合計	891	1,050
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△11	△9
商標権	△3,648	△3,769
為替差益	△76	－
その他	△8	△22
繰延税金負債合計	△3,744	△3,801
繰延税金負債純額	△2,852	△2,750

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年８月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超 ２年以内 (百万円)	２年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ４年以内 (百万円)	４年超 ５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(a)	－	－	－	－	－	298	298
評価性引当額	－	－	－	－	－	△298	△298
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b)税務上の繰越欠損金について、全額回収見込みがないものとして評価性引当額を認識しております。

当連結会計年度(2026年８月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超 ２年以内 (百万円)	２年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ４年以内 (百万円)	４年超 ５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(a)	－	－	－	－	－	422	422
評価性引当額	－	－	－	－	－	△422	△422
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b)税務上の繰越欠損金について、全額回収見込みがないものとして評価性引当額を認識しております。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
のれん償却額	0.5	0.4
住民税均等割等	0.1	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.9
法人税額の特別控除	△0.7	△1.0
連結子会社との税率差異等	3.1	3.1
評価性引当額の増減	0.9	1.2
その他	△1.2	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.5	35.7

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは主に本社および店舗用建物の賃貸借契約等を締結しており、当該不動産賃借契約終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から８～15年と見積り、割引率はリスクフリーレートを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
期首残高	161百万円	167百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	9	8
有形固定資産の除却に伴う減少額	△3	△6
時の経過による調整額	0	0
期末残高	167百万円	170百万円

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントはフィットネスクラブ運営を行う「カーブス事業」の単一セグメントですが、財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

			前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
国内			36,993	42,718
	スポット		1,030	1,911
	ベース		35,963	40,807
		ロイヤルティ等	7,388	8,020
		フランチャイズ関連	2,020	2,204
		会員向け物販（注）	23,080	26,718
		直営事業	3,296	3,697
		その他	177	166
海外			572	669
顧客との契約から生じる収益			37,566	43,387
外部顧客への売上高			37,566	43,387

（注）会員向け物販売上には、フランチャイズ加盟企業に販売した商品の売上高が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　４　会計方針に関する事項　(4) 重要な収益の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（契約負債の残高等）

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年８月31日)	当連結会計年度 (2026年８月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,128	5,592
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,592	6,698
契約負債(期首残高)	463	522
契約負債(期末残高)	522	522

契約負債は、フランチャイズ加盟契約に基づき、フランチャイジーから受け取った加盟金収入等の契約期間未経過分に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、前連結会計年度中に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は199百万円です。当連結会計年度中に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は238百万円です。

（残存履行義務に配分した取引価格）

連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2025年８月31日）	当連結会計年度 （2026年８月31日）
１年以内	105	146
１年超２年以内	93	111
２年超３年以内	70	93
３年超	111	97
合計	381	449

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約については記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、カーブス事業のみの単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	フランチャイズ関連売上等	会員向け物販売上	合計
外部顧客への売上高	14,485	23,080	37,566

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	フランチャイズ関連売上等	会員向け物販売上	合計
外部顧客への売上高	16,669	26,718	43,387

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	増本　岳	―	―	代表取締役	直接0.01 間接5.62 (注) 1	―	新株予約権の発行(注) 2	30	新株予約権	30

(注) 1．当社代表取締役社長増本岳の資産管理会社である株式会社ティーワイエヌを通じて間接保有している割合であります。

2．新株予約権の発行については、第三者機関の評価を勘案して決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
１株当たり純資産額	218.99円	253.18円
１株当たり当期純利益	46.75円	53.56円

(注) １．調整後１株当たり当期純利益については、前連結会計年度は潜在株式が存在しないため、当連結会計年度は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．「株式給付信託（J-ESOP）」及び「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有している当社株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めています（前連結会計年度1,795,970株、当連結会計年度1,764,650株）。また、１株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています（前連結会計年度1,796,757株、当連結会計年度1,774,459株）。

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当連結会計年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
１株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,303	4,908
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,303	4,908
普通株式の期中平均株式数(株)	92,060,520	91,659,594
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	―	第２回新株予約権（新株予約権の目的となる株式の数1,666,000株）、第３回新株予約権（新株予約権の目的となる株式の数258,000株）について、当連結会計年度においては希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	2,040	1,954	1.70	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く)	3,334	1,380	1.71	2027年９月～ 2028年３月
合計	5,375	3,334	―	―

(注) １．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．リース債務は金額が僅少であり重要性が乏しいため記載を省略しております。
３．長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)
長期借入金	1,380	―	―	―

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	(百万円)	19,967	43,387
税金等調整前 中間(当期)純利益	(百万円)	3,743	7,637
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(百万円)	2,229	4,908
１株当たり 中間(当期)純利益	(円)	24.22	53.56

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	876	1,410
売掛金	※1 74	※1 73
前払費用	9	9
未収入金	※1 0	※1 4
その他	1	0
流動資産合計	961	1,498
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	2	2
減価償却累計額	△1	△1
工具、器具及び備品（純額）	1	0
有形固定資産合計	1	0
無形固定資産		
ソフトウエア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	13,850	13,850
長期前払費用	1	1
敷金及び保証金	22	22
繰延税金資産	17	19
その他	2	2
投資その他の資産合計	13,894	13,895
固定資産合計	13,896	13,896
資産合計	14,857	15,395

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	1,000	3,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 2,040	※2 1,954
未払金	※1 36	※1 14
未払費用	47	54
未払法人税等	42	0
賞与引当金	26	28
未払消費税等	18	7
預り金	65	93
株主優待引当金	28	159
流動負債合計	3,305	5,313
固定負債		
長期借入金	※2 3,334	※2 1,380
株式給付引当金	88	93
固定負債合計	3,423	1,473
負債合計	6,729	6,786
純資産の部		
株主資本		
資本金	848	848
資本剰余金		
資本準備金	828	828
資本剰余金合計	828	828
利益剰余金		
利益準備金	5	5
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,691	9,921
利益剰余金合計	7,696	9,926
自己株式	△1,244	△3,065
株主資本合計	8,128	8,537
新株予約権	-	70
純資産合計	8,128	8,608
負債純資産合計	14,857	15,395

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)	当事業年度 (自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)
売上高	※1 4,541	※1 5,958
売上総利益	4,541	5,958
販売費及び一般管理費	※1,※2 727	※1,※2 916
営業利益	3,813	5,042
営業外収益		
受取利息	※1 8	※1 0
その他	0	0
営業外収益合計	8	0
営業外費用		
支払利息	※1 77	※1 85
貸倒引当金繰入額	73	-
その他	1	6
営業外費用合計	151	91
経常利益	3,671	4,951
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税引前当期純利益	3,671	4,951
法人税、住民税及び事業税	38	18
法人税等調整額	△5	△1
法人税等合計	33	16
当期純利益	3,637	4,934

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	848	828	828	5	5,648	5,653	△1,245	6,085	6,085
当期変動額									
剰余金の配当					△1,595	△1,595		△1,595	△1,595
当期純利益					3,637	3,637		3,637	3,637
株式給付信託による自己株式の処分							0	0	0
自己株式の取得							△0	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	-	-	2,042	2,042	0	2,043	2,043
当期末残高	848	828	828	5	7,691	7,696	△1,244	8,128	8,128

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	848	828	828	5	7,691	7,696	△1,244	8,128	-	8,128
当期変動額										
剰余金の配当					△1,783	△1,783		△1,783		△1,783
新株予約権の発行								-	70	70
当期純利益					4,934	4,934		4,934		4,934
株式給付信託による自己株式の処分							21	21		21
自己株式の取得							△2,763	△2,763		△2,763
自己株式の消却					△921	△921	921	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	2,230	2,230	△1,820	409	70	479
当期末残高	848	828	828	5	9,921	9,926	△3,065	8,537	70	8,608

【注記事項】

(重要な会計方針)

1　資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

工具、器具及び備品　　5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりです。

ソフトウエア　　5年

3　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

株式給付規程及び役員株式給付規程に基づく従業員及び役員に対する当社株式の給付に備えるため、従業員及び役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

4　収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料収入、業務委託料収入及び受取配当金となります。子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益として認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5　重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

科目	前事業年度	当事業年度
関係会社株式（百万円）	13,850	13,850
うち、Curves International, Inc.に係る関係会社株式（百万円）	11,844	11,844

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、全て市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理を行います。

そのうち、Curves International, Inc.に係る関係会社株式は、同社に対する超過収益力を期待して、取得時のCurves International, Inc.の財務諸表に基づく一株当たり純資産額よりも高い価額で取得しており、業績が事業計画通りに進捗せずに悪化した場合や、経営環境や市場環境が著しく悪化したことに伴う財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した時は、相当の減額を行い、評価差額を損失として処理する可能性があります。

当事業年度において、事業計画に重要な指標を設定して、事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、事業計画の実現可能性を検討するとともに、関係会社株式の取得時に見込んでいた超過収益力の毀損の有無を慎重に評価しております。

事業計画は、複数の仮定を使用しており、当該仮定は経営環境や市場環境の変化等により不確実性を伴い、これらの経営者による判断が翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(1)取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2)従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※１　貸借対照表で区分掲記していない関係会社に対する金銭債権・債務

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
短期金銭債権	74百万円	77百万円
短期金銭債務	1百万円	7百万円

※２　財務制限条項

連結財務諸表「注記事項（連結貸借対照表関係）※３」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(損益計算書関係)

※１　関係会社との取引高

関係会社との主な取引は次のとおりです。

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
営業取引による取引高		
売上高	4,541百万円	5,958百万円
販売費及び一般管理費	11	14
営業取引以外の取引による取引高	23	27

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりです。

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
役員報酬	204百万円	214百万円
従業員給与	150	168
賞与引当金繰入額	26	28
支払手数料	76	109
株主優待引当金繰入額	28	159
株式給付引当金繰入額	22	22
おおよその割合		
販売費	0%	0%
一般管理費	100	100

(有価証券関係)

前事業年度(2025年８月31日)

関係会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額13,850百万円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度(2026年８月31日)

関係会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額13,850百万円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	342百万円	342百万円
賞与引当金	8	8
未払事業税	2	1
株式給付引当金	5	7
その他	1	1
繰延税金資産小計	360	362
評価性引当額	△342	△342
繰延税金資産合計	17	19

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	1.2
役員株式給付引当金	0.2	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△30.9	△31.3
評価性引当額の増減	0.9	-
その他	△0.1	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.9	0.3

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）４　収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	工具、器具及び備品	1	-	-	0	0	1
	計	1	-	-	0	0	1
無形固定資産	ソフトウエア	0	-	-	0	0	-
	計	0	-	-	0	0	-

【引当金明細表】

（単位：百万円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	26	28	26	28
株主優待引当金	28	159	28	159
株式給付引当金	88	22	17	93

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了から３ヵ月以内
基準日	毎年８月31日
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日 毎年８月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	－
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.curvesholdings.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 （１）対象株主： 毎年８月末日現在の株主名簿に記録された100株（１単元）以上保有の株主 （２）優待内容： 保有株式数と継続保有期間に応じてQUOカードまたは電子マネー贈呈を選択いただけます。 カーブス会員様特典として、カーブス定期便契約者の皆様は定期便契約商品の割引もご選択いただけます。

継続保有期間	保有株式数	
	100株以上 500株未満	500株以上
１年未満	1,000円相当	2,000円相当
１年以上３年未満	1,500円相当	3,000円相当
３年以上	2,000円相当	5,000円相当

※継続保有期間の算定にあたっては、すべての基準日（2月末・8月末）において、継続して100株以上を保有していることを条件といたします。
※2026年８月末日を基準日とする株主優待におきましてはカーブスチェーン創設20周年記念優待として一律1,000円分を特別に上乗せいたします。

（注） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
（1）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度　第17期(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)　2025年11月21日　関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年11月21日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書
事業年度　第18期中(自　2025年９月１日　至　2026年２月28日)2026年４月13日　関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
2025年９月８日　関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書
2025年９月24日　関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
2025年11月17日　関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（定時株主総会決議事項）の規定に基づく臨時報告書
2025年11月25日　関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
2026年４月13日　関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書（第２回新株予約権）
2026年４月13日　関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書（第３回新株予約権）
2026年４月13日　関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書
2026年４月13日提出の臨時報告書（第２回新株予約権）に係る訂正報告書
2026年７月１日　関東財務局長に提出。
2026年４月13日提出の臨時報告書（第３回新株予約権）に係る訂正報告書
2026年７月１日　関東財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書
金融商品取引法第24条の６第１項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書
（報告期間　自　2026年７月１日　至　2026年７月31日）2026年８月５日　関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の６第１項に基づく自己株式の取得における自己株券買付状況報告書
（報告期間　自　2026年８月１日　至　2026年８月31日）2026年９月４日　関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年11月19日

株式会社カーブスホールディングス
取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山　本　公　太
指定社員 業務執行社員	公認会計士	森　田　　聡

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カーブスホールディングスの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーブスホールディングス及び連結子会社の2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれん及び商標権の評価	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、連結貸借対照表において、のれん1,387百万円及び商標権17,956百万円を計上している。当該のれん及び商標権は、主に2018年8月期に連結グループ全体での超過収益力を期待して、株式会社カーブスホールディングスがカーブスブランドを持つCurves International, Inc.（以下「CI」という。）を取得した際に無形固定資産として認識し、主に定額法により20年間で償却している。 会社は、（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、のれん及び商標権について、連結グループとCIに係る事業計画に重要な指標を設定し、事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、事業計画の実現可能性を検討するとともに、取得時に見込んでいた超過収益力の毀損の有無を慎重に評価している。 CIに係る事業計画の売上高のうち、株式会社カーブスジャパン（以下「CJ」という。）に対する売上高が大半を占めている。当該売上高は、会員数と会員向け物販の契約数を基礎として算定されており、会員の新規獲得数・退会数及び会員向け物販の新規契約数・解約率を重要な仮定としている。また、日本国内における経営環境が中長期的に安定して推移することを見込んでいる。 以上より、のれん及び商標権の残高は連結財務諸表における金額的重要性が高く、超過収益力の毀損の有無を判断する際に用いる事業計画は、その前提となる仮定について、見積りの不確実性や経営者の主観的な判断を伴うことから、当監査法人は、のれん及び商標権の評価は、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、のれん及び商標権の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・CI及びCJの事業計画について、2026年8月期の計画と実績を比較して過年度の見積りの精度を評価するとともに、2027年8月期の事業計画の算定方法や仮定の合理性を検討した。 ・日本国内における経営環境が中長期的に安定して推移するとの見込みについて、経営者等への質問、取締役会議事録・事業計画の閲覧、利用可能な外部情報との比較により、著しい悪化の見込みの有無を検討した。 ・会員数の増減（新規契約数、退会数）及び会員向け物販の契約状況（新規契約数、解約率）について、過去の実績推移や当期実績と比較するとともに、関連施策を確認し、合理性と実現可能性を検討した。 ・期末会員数と会員向け物販の契約数について、会員情報の登録から基幹システムへの連携に至る内部統制の整備・運用状況の有効性を評価したうえで、基幹システム等から出力されたデータと事業計画の基礎資料との整合性を検証し、正確性及び網羅性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カーブスホールディングスの2026年８月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社カーブスホールディングスが2026年８月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して

いる。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月19日

株式会社カーブスホールディングス
　取締役会　御中

三優監査法人
　東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山　本　公　太
指定社員 業務執行社員	公認会計士	森　田　　聡

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カーブスホールディングスの2025年９月１日から2026年８月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーブスホールディングスの2026年８月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Curves International, Inc.に係る関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、貸借対照表において、関係会社株式13,850百万円を計上している。関係会社株式のうちCurves International, Inc.（以下「CI」という。）の株式11,844百万円は、CIが持つカーブスブランドを獲得することで連結グループ全体での超過収益力を期待して、取得時のCIの財務諸表に基づく一株当たり純資産額よりも高い価額で取得している。 会社は、（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、連結グループとCIに係る事業計画に重要な指標を設定し、事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、事業計画の実現可能性を検討するとともに、株式取得時に見込んでいた超過収益力の毀損の有無を慎重に評価している。 CIに係る事業計画の売上高のうち、株式会社カーブスジャパン（以下「CJ」という。）に対する売上高が大半を占めている。当該売上高は、会員数と会員向け物販の契約数を基礎として算定されており、会員の新規獲得数・退会数及び会員向け物販の新規契約数・解約率を重要な仮定としている。また、日本における経営環境が中長期的に安定して推移することを見込んでいる。 以上より、CIに係る関係会社株式の残高は財務諸表における金額的重要性が高く、超過収益力の毀損の有無を判断する際に用いる事業計画は、その前提となる仮定について、見積りの不確実性や経営者の主観的な判断を伴うことから、当監査法人は、CIに係る関係会社株式の評価は、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、CIに係る関係会社株式の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・会社による関係会社株式の評価結果の妥当性を検討するため、関係会社株式の帳簿残高を当該子会社の実質価額と比較検討した。 ・超過収益力の毀損の有無に関する検討に係る監査手続について、連結財務諸表の監査報告書に記載されている「のれん及び商標権の評価」の監査上の対応に記載されている手続と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な

監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。